

【表紙】
【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成25年11月25日
【計算期間】 第27期(自 平成25年2月26日 至 平成25年8月26日)
【ファンド名】 朝日N v e s t グローバル ボンドオープン
【発行者名】 朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 伊藤 健五
【本店の所在の場所】 東京都杉並区和泉一丁目22番19号
【事務連絡者氏名】 宮崎 恭介
【連絡場所】 本店の所在の場所に同じ
【電話番号】 03 - 3323 - 6201
【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

信託財産の長期的な成長を目指して、運用を行います。

商品分類・属性区分

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は次のとおりです。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信 その他資産 ()
追加型投信	内外	資産複合

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)		
	年2回	日本	ファミリーファンド	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米		あり (フルヘッジ)
	年6回 (隔月)	欧州	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	年12回 (毎月)	アジア		
不動産投信	日々	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券(債券))		中南米		
資産複合 資産配分固定型 資産配分変動型	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東) エマージング		

<各分類および区分の定義>

商品分類

単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分

投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (債券))	目論見書または信託約款において、主として債券に投資する投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年2回	目論見書または信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域	グローバル (日本を除く)	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産(日本を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリー ファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。 マザーファンドということがあります。
為替ヘッジ	あり (フルヘッジ)	目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

(注1) 上記は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。当ファンドが該当する商品分類・属性区分を反転表示しています。

(注2) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

(注3) その他の商品分類・属性区分の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

信託金の限度額

2,000億円とします。

なお、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

ファンドの特色

朝日Nvest グローバル ボンドマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を除く世界各国の公社債へ投資を行うことにより、インカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目指して運用を行います。

当ファンドの特色は、当該マザーファンドの特色と同様ですので、「<参考>マザーファンドの特色」をご覧ください。

<参考>マザーファンドの特色

朝日Nvest グローバル ボンドマザーファンド

日本を除く世界各国の公社債に、グローバルの視点から、幅広く投資機会を追求します。

投資対象は、国・政府機関・政府保証機関の保証する債券、世界銀行等の国際機関債、ファンドブリーフ債券、モーゲージ証券、資産担保証券、転換社債、転換社債型新株予約権付社債、および私募債ならびに短期金融商品などです。

米国や欧州等の先進国のほか、経済規模の拡大により債券市場のさらなる発展が見込まれる新興国など、投資チャンスをグローバルに追求します。

各国のファンダメンタルズ分析をベースに、カンントリーアロケーションを決定します。

グローバルな視点から各国に投資することで、金利変動リスクの分散を図ります。

債券のアクティブ運用で実績のあるルーミス・セイレス社の運用ノウハウを活用します。

ルーミス・セイレス社に、マザーファンドの外貨建資産の運用指図(為替ヘッジ取引の指図を含みます。)に関する権限を委託します。

ルーミス・セイレス(ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピー)について

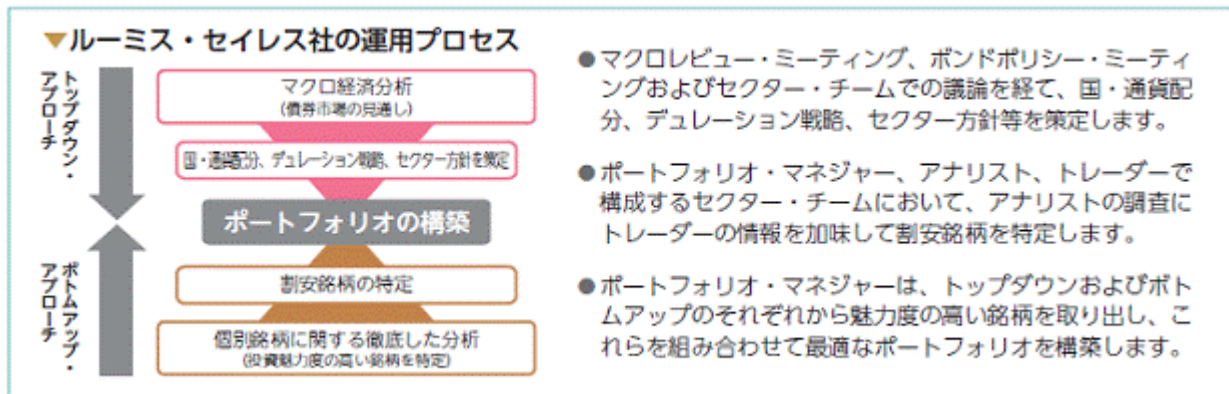
- ・ルーミス・セイレス社は、1926年に、リサーチ・アナリストを核として設立された運用会社です。
- ・主に年金を含む大手機関投資家と富裕層の投資家を対象に、約1,876億米ドルの資産運用を行っています。(平成25年6月末現在)
- ・企業等の格付の分野において、ムーディーズ社に次いで全米で2番目に長い歴史と実績を誇り、格付変更予測等に基づいた銘柄選択を特色としています。
- ・独自の格付調査に基づき、現在は低格付でも今後格上げが予想される銘柄を事前に買入れることにより、付加価値を追求する投資スタイルです。

ルーミス・セイレス社の徹底した調査に基づき、銘柄選択を行います。

独自の格付分析に基づくボトムアップ・アプローチにより、インカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目指します。

利回り向上の観点からハイイールド債（BB+格以下の債券）を25%まで組入れる場合がありますが、ポートフォリオ全体の加重平均格付はA - 格以上を維持し、ファンドの安全性に配慮します。

BB+格以下の債券は一般に高利回りですが、高格付債と比較してリスクも高くなります。



為替は、原則としてフルヘッジとします。

原則として通貨別に外国為替予約によるヘッジを行います。

ただし、設定・解約に伴う資金動向、ヘッジタイミングおよび市況動向により、一時的にフルヘッジにならない場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

平成12年2月25日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

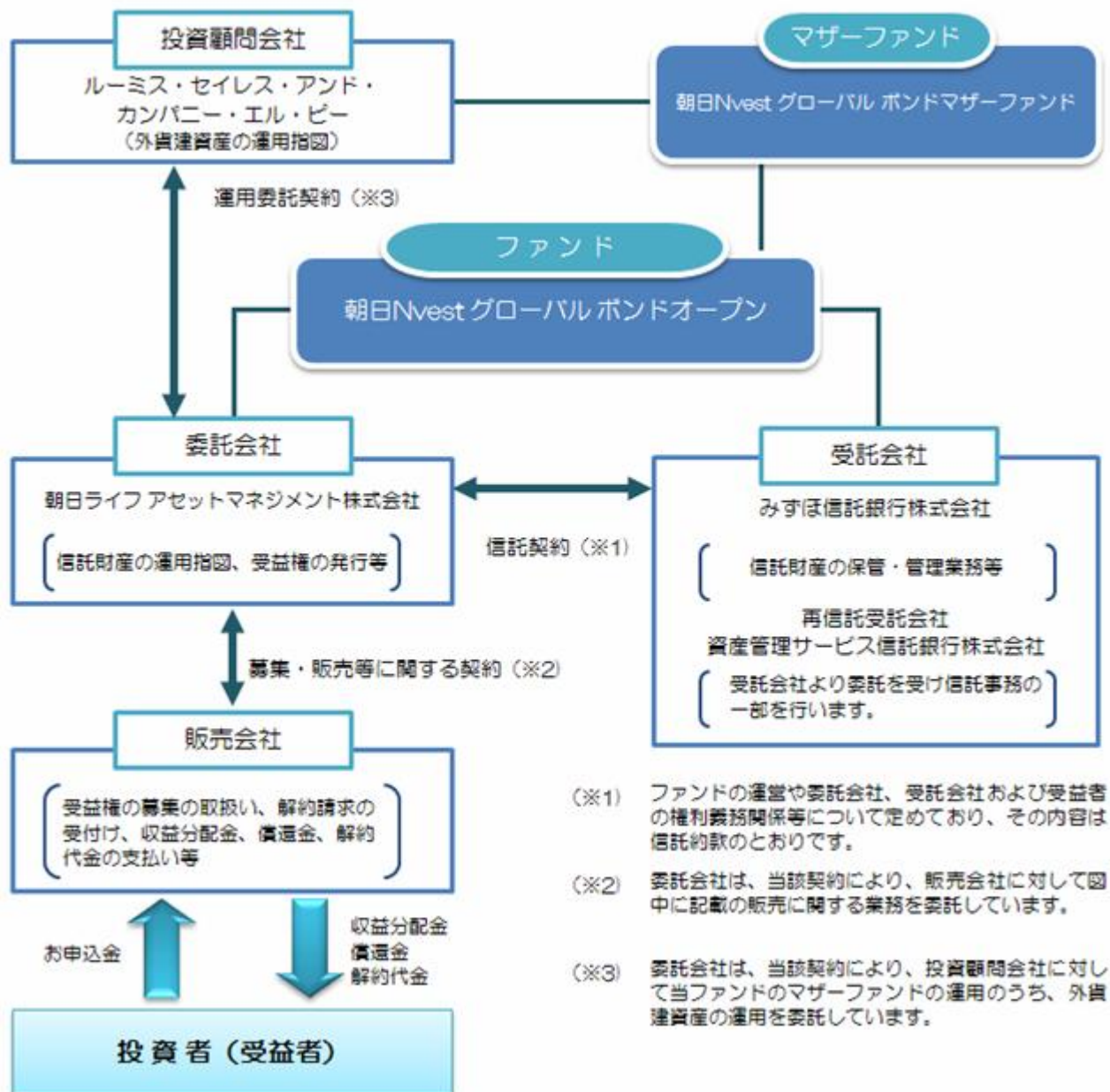
当ファンドの運用はファミリーファンド方式で行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者から集めた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

マザーファンドの投資成果はベビーファンドに反映されます。



ファンドの仕組み及び関係法人



委託会社の概況

- 1) 資本金の額（平成25年9月末現在）
30億円
- 2) 会社の沿革
昭和60年7月 朝日生命投資顧問株式会社設立
平成11年4月 朝日ライフ アセットマネジメント株式会社に商号変更
- 3) 大株主の状況（平成25年9月末現在）

名称	住所	所有株式数	比率
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町2-6-1	32,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

朝日Nvest グローバル ボンドマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

ルーミス・セイレス社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として日本を除く世界各国の政府、政府機関、政府代理機関、地方自治体を含む政府保証機関、世界銀行等の国際機関が発行あるいは元本の返済や利息の支払いを保証した普通債券、社債、ドイツで発行のファンドブリーフ債券、モーゲージ担保債務証券を含むモーゲージ証券、資産担保証券、転換社

債、転換社債型新株予約権付社債、および私募により発行された有価証券、ならびに短期金融商品等に投資し、インカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目指して運用を行います。

マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合やファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(2)【投資対象】

委託会社は、信託金を、主として朝日Nvestグローバル ボンドマザーファンド受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1)から11)までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるもので、主として有価証券に投資を行うものとしします。)
- 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 17) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で前記21)の有価証券の性質を有するもの

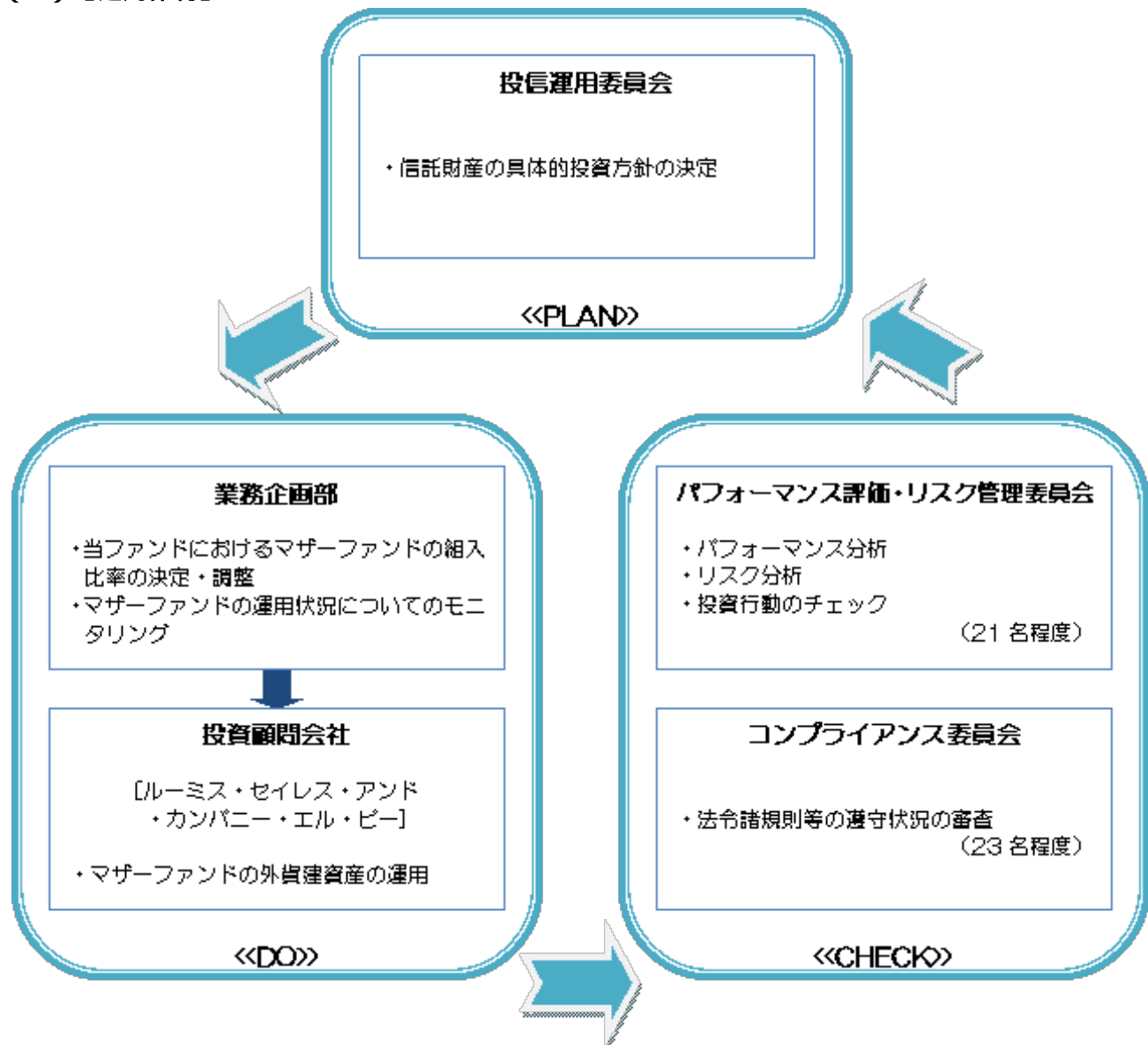
なお、1)の証券または証書、12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株券」といい、2)から6)までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前記5)の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 の1)から6)までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(3) 【運用体制】



ファンドの運用に際しては、社内規程等において以下に述べる意思決定プロセスにかかる組織体および権限、責任等を定め、これに基づき業務を執行します。

また、業務執行の適切性については、適宜、内部監査部門による評価等によりその実効性を確保しています。

《PLAN》

投信運用委員会においてファンドの具体的な投資方針を決定します。

《DO》

業務企画部および投資顧問会社において、ファンドの具体的な投資方針に基づく運用を行います。

- 1) 業務企画部は、当ファンドにおけるマザーファンドの組入比率の決定・調整を行います。
- 2) 投資顧問会社はマザーファンドの外貨建資産の運用を行います。
- 3) 業務企画部は、常時マザーファンドの運用状況についてのモニタリングを行います。

《CHECK》

パフォーマンス評価・リスク管理委員会（21名程度）でパフォーマンス分析およびリスク分析、コンプライアンス委員会（23名程度）で法令遵守状況の審査を行い、これらを運用の意思決定プロセスにフィードバックします。なお、パフォーマンス評価・リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会は常勤役員等にて構成されており、経営の立場から適切に管理・監督を行います。

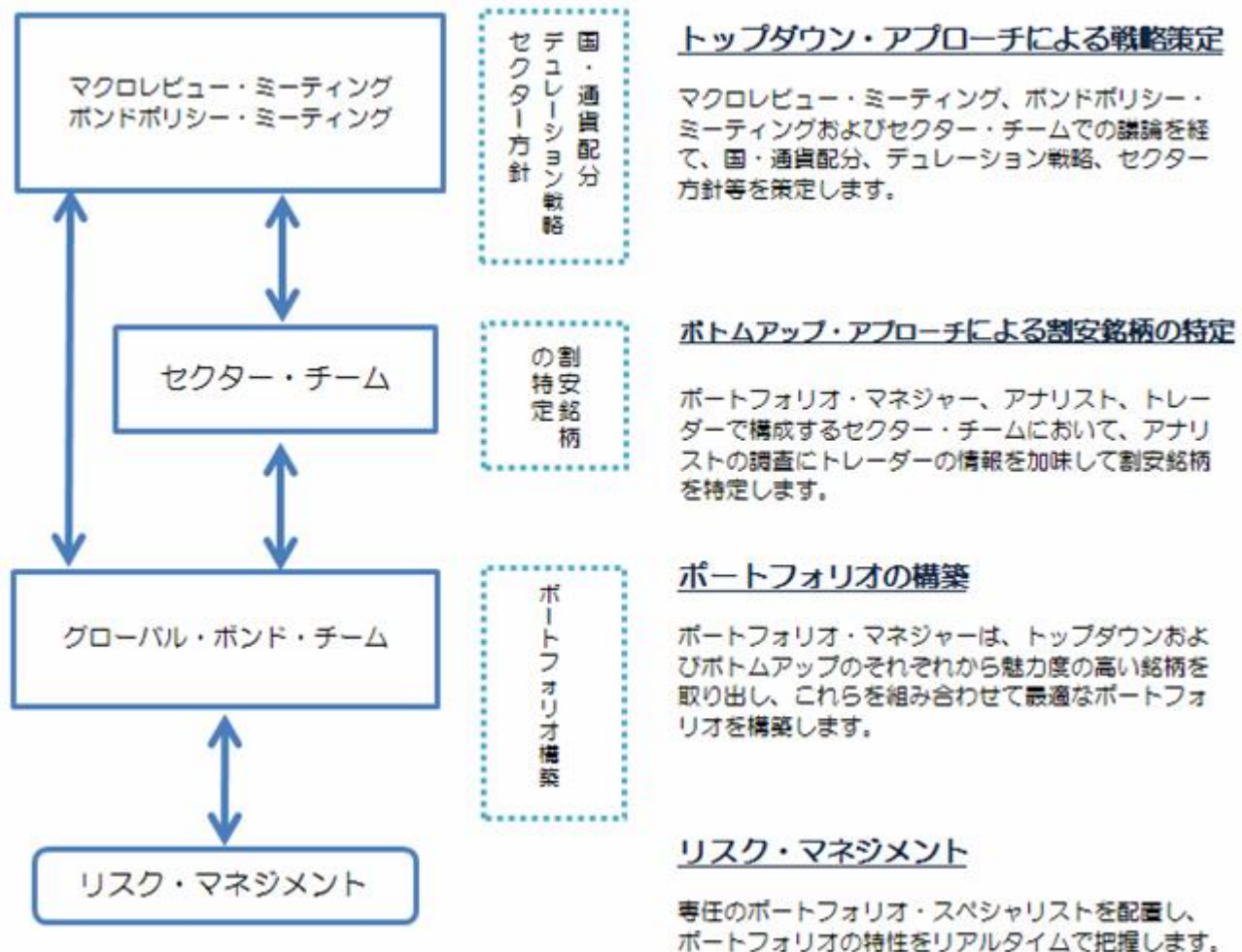
《その他》

受託会社等のファンドの関係法人（販売会社を除く）の管理については、日々の業務を通じ、業務執行能力、管理体制および知識・経験等をモニタリングしています。また、受託会社より内部統制に関する報告書を定期的に受領しています。

(注)委員会および部の名称等は変更される場合があります。

<参考> 投資顧問会社の運用体制

マザーファンドの外貨建資産の運用を行う投資顧問会社（ルーミス・セイレス社）の運用体制は以下のとおりです。



(注)チーム等の名称は変更される場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- 1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価損益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。
- 3) 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

分配時期

決算日は、毎年2月24日および8月24日（休業日の場合は翌営業日）です。

収益分配金の支払いについては、以下のとおりです。

1) 分配金受取コース

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、

当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

2) 自動けいぞく投資コース

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、税金を差し引いた後、無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

(注)将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

信託約款に定める投資制限

- 1) 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。 < 信託約款第19条第4項 >
上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。 < 信託約款第19条第8項 > (以下2)、3)、4)、6)、7)、8)において同じ。)
- 2) 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。 < 信託約款第19条第5項 >
- 3) 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。 < 信託約款第19条第6項 >
- 4) 委託会社は、信託財産に属する私募により発行された有価証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する私募により発行された有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の15を超えることとなる投資の指図を行いません。 < 信託約款第19条第7項 >
- 5) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」ということがあります。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。 < 信託約款第21条 >
- 6) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。 < 信託約款第22条第1項 >
- 7) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。 < 信託約款第22条第2項 >
- 8) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。 < 信託約款第23条第1項 >
- 9) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図を行うことができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。 < 信託約款第24条第1項 >

上記の信用取引の指図は、次の1から6までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1から6までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

<同条第2項>

- 1 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- 2 株式分割により取得する株券
- 3 有償増資により取得する株券
- 4 売出しにより取得する株券
- 5 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券
- 6 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前記5に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

- 10) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。 <信託約款第25条第1項>

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。 <同条第2項>

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。 <同条第3項>

- 11) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。 <信託約款第26条第1項>

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。 <同条第2項>

スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。 <同条第3項>

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。 <同条第4項>

- 12) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。 <信託約款第27条第1項>

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。 <同条第2項>

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。 <同条第3項>

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。 <同条第4項>

- 13) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき、次の各号の範囲内で貸付の指図を行うことができます。 <信託約款第28条第1項>

1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。〈同条第2項〉

委託会社は、有価証券の貸付を行うにあたり必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。〈同条第3項〉

- 14) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図を行うことができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。〈信託約款第29条第1項〉

上記の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。〈同条第2項〉

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図を行うものとします。〈同条第3項〉

- 15) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。〈信託約款第30条第1項、第4項〉

上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。〈同条第2項〉

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。〈同条第3項〉

- 16) 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(外貨建有価証券といいます。以下同じ。))、預金その他資産をいいます。以下同じ。)への実質投資割合には、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。〈信託約款第31条〉

- 17) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。〈信託約款第32条第1項〉

上記の予約取引の範囲は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額のうち信託財産に属するとみなした額との総合計額と、信託財産にかかる為替の売予約の合計額とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の合計額のうち信託財産に属するとみなした額との総合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。〈同条第2項、4項〉

上記においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の合計額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の合計額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。〈同条第3項〉

18) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。〈信託約款第41条第1項〉

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。〈同条第2項〉

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。〈同条第3項〉

借入金の利息は信託財産中より支弁します。〈同条第4項〉

法令に基づく投資制限

1) 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

2) デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを指図しないものとします。

<参考> マザーファンドの概要

朝日Nvest グローバル ボンドマザーファンド

以下「(3) 投資制限」までにおいて、「ファンド」、「信託財産」および「信託期間」とは、マザーファンドのそれらをいいます。

(1) 投資方針

投資対象

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) 主として日本を除く世界各国の政府、政府機関、政府代理機関、地方自治体を含む政府保証機関、世界銀行等の国際機関が発行あるいは元本の返済や利息の支払いを保証した普通債券、社債、ドイツで発行のファンドブリーフ債券、モーゲージ担保債務証券を含むモーゲージ証券、資産担保証券、転換社債、転換社債型新株予約権付社債、および私募により発行された有価証券、ならびに短期金融商品等に投資し、インカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目指して運用を行います。
- 2) ポートフォリオの構築にあたっては、各国のファンダメンタルズ分析、長短金利予測(イールドカーブ分析を含みます。)等により、国別配分を決定し、組入れ銘柄の選択を行います。
- 3) 発行体の属する国別の投資割合および国際機関の発行する債券への投資割合(いずれもポートフォリオ中の公社債の時価により判定します。)は、次のとおりとします。

アメリカ	20% ~ 70%
ドイツ	0% ~ 50%
フランス・イギリス各国	0% ~ 30%
カナダ・オーストラリア各国	0% ~ 20%

その他の各国 0%～15%

国際機関 制限なし

- 4) 組入れ公社債の加重平均格付はA - 格以上とし、B B + 格以下の公社債の組入れは信託財産の純資産総額の25%以下とします。なお、格付については、米国で認められている格付機関が付与した最高の格付を使用します。
- 5) 外貨建資産については、為替変動リスクの低減をはかるため、対円で為替フルヘッジを基本とします。
- 6) 運用にあたっては、運用委託契約に基づきルーミス・セイレス社に外貨建資産についての運用指図（円を対価とする為替ヘッジ取引の指図を含みます。）に関する権限を委託します。
- 7) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合やファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(2) 投資対象

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1) から11) までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるもので、主として有価証券に投資を行うものとします。）
- 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で前記21) の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書、12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前記5)の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 の1)から6)までの金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 投資制限

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。〈信託約款第10条第4項〉

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。〈信託約款第10条第5項〉

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。〈信託約款第10条第6項〉

委託会社は、信託財産に属する私募により発行された有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の15を超えることとなる投資の指図を行いません。〈信託約款第10条第7項〉

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。〈信託約款第13条〉

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。〈信託約款第14条第1項〉

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。〈信託約款第14条第2項〉

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。〈信託約款第15条〉

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図を行うことができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。〈信託約款第16条第1項〉

上記の信用取引の指図は、次の1から6までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1から6までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。〈同条第2項〉

- 1 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
- 2 株式分割により取得する株券
- 3 有償増資により取得する株券
- 4 売出しにより取得する株券
- 5 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券

6 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前記5に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。<信託約款第17条第1項>

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。<同条第2項>

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。<同条第3項>

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。<信託約款第18条第1項>

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。<同条第2項>

スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。<同条第3項>

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。<同条第4項>

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。<信託約款第19条第1項>

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。<同条第2項>

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。<同条第3項>

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。<同条第4項>

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき、次の各号の範囲内で貸付の指図を行うことができます。<信託約款第20条第1項>

- 1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。<同条第2項>

委託会社は、有価証券の貸付を行うにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。<同条第3項>

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図を行うことができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。<信託約款第21条第1項>

上記の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。＜同条第2項＞

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図を行うものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。＜信託約款第22条第1項、第4項＞

上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。＜同条第2項＞

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。＜同条第3項＞

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。＜信託約款第23条＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。＜信託約款第24条第1項＞

上記の予約取引の範囲は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。＜同条第2項＞

上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。＜同条第3項＞

3【投資リスク】

リスクに関する留意点

- 1) ファンドは値動きのある有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の値動きなどの影響により、基準価額が下落することがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、これを割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 2) ファンドは金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。
- 3) ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 4) 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

ファンドの主なリスク

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

- 1) 金利変動リスク

金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。各債券の値動きの幅は、残存期間、発行体、債券の種類等に左右されます。

2) 信用リスク

発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、債券等の利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)をいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、株式ならびに債券およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品の価格は下落し(価格がゼロになることもあります。)、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の格付変更に伴い価格が下落するリスクもあります。

3) カントリーリスク

一般に、有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。その結果、ファンドの投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融市場が混乱し、資産価格が大きく変動することがあります。

4) 為替変動リスク

外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落した場合(円高の場合)には、円ベースの資産価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。当ファンドでは、外貨建資産について原則フルヘッジとしますので、為替変動リスクは低減されますが、すべての影響を排除できるわけではありませんので為替の変動により損失を被ることがあります。また、設定・解約に伴う資金動向、ヘッジタイミングおよび市況動向等により一時的にフルヘッジとならない場合があり、当ファンドの基準価額の変動要因となります。

5) 流動性リスク

有価証券を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がないために売却することができない、あるいは売り需要がないために購入することができない等のリスクをいいます。そのため保有有価証券の売却を行う場合、市況動向や流動性、あるいはファンドの解約金額によっては、保有有価証券を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが生じる場合があり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

6) 期限前償還リスク

債券の発行体が満期前償還の権利を行使したために予定よりも早く投資が現金化されてファンドに戻ってくるリスクであり、期限前償還の増減に伴う、金利感応度の変化によって価格は影響を受けます。典型的には金利下降局面で生じ、このような場合、事前に見込まれた収益をあげることができず、さらに利回りの低い債券に再投資せざるを得ない可能性があります。

7) 為替取引の相手先に関するリスク

外国為替予約取引を行う場合、これらの取引には相手先の決済不履行リスクが伴います。

8) 繰上償還リスク

当ファンドは、受益権の口数が当初設定口数の10分の1または10億口を下回ることとなった場合、受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときなどには、繰上償還されることがあります。

9) ファミリーファンド方式に起因するリスク

マザーファンドへ投資する他のベビーファンドがある場合、当該ベビーファンドの設定・解約等によりマザーファンドに資金の流出入が生じることがあります。その結果として、マザーファンドにおいて組入有価証券の売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

10) その他の留意点

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変等により閉鎖されることがあります。

リスク管理体制

ファンドのリスク管理は、社内規程やガイドライン等に基づき、運用部門のほか、管理部門およびコンプライアンス部門により行われています。また、リスク管理の状況は、委託会社の役員および各部門の代表

者により構成されるリスク管理に関する委員会等において報告・検証され、必要に応じて改善される仕組みとなっています。

マザーファンドの外貨建資産の運用を行う投資顧問会社は、専任のポートフォリオ・スペシャリストを配置し、ポートフォリオのリスク特性をリアルタイムで把握するほか、定期的にレポートを作成し、ファンドの運用状況に関する情報を委託会社へフィードバックします。

1) パフォーマンス評価とリスク管理

- a. パフォーマンスおよびリスクの状況は、社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上で分析の基礎となるデータは、各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。
- b. 当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、運用責任者、経営陣を主要参加メンバーとするパフォーマンス評価・リスク管理委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。
- c. 業務企画部へのフィードバックは、パフォーマンス評価・リスク管理委員会および投信運用委員会を通じて行っています。
- d. 業務企画部は、常時のモニタリングおよび前記c.の結果、必要に応じてマザーファンドの外貨建資産の運用を行う投資顧問会社との調整を行います。

2) 運用にかかわるコンプライアンスチェック

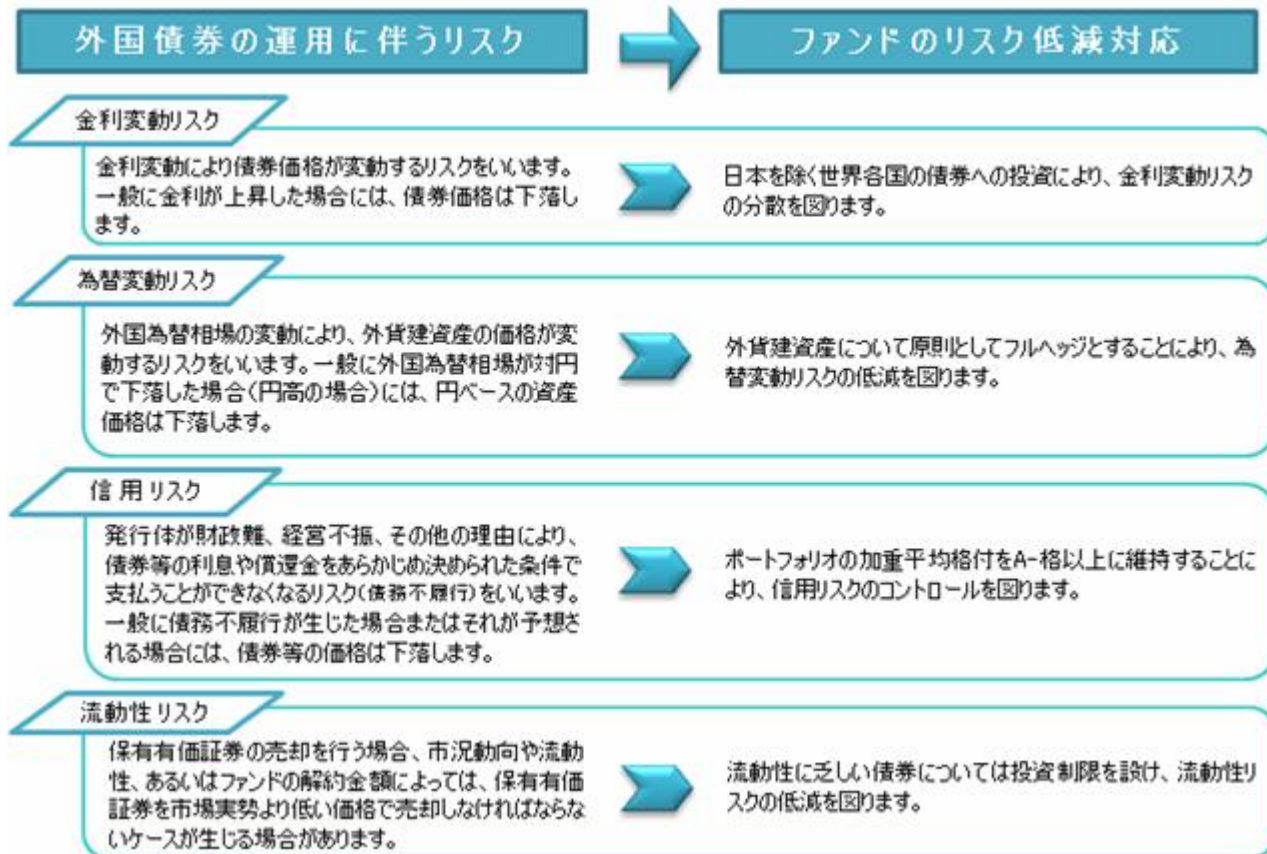
- a. 担当ファンドマネジャー等においては、日次でリスク管理およびポジション管理を行っており、管理部においても組入比率等の基礎数値を計算してリスク管理を行っています。
- b. マザーファンドの外貨建資産にかかる売買執行については、事後チェックを管理部が担当し、そのチェック状況については逐次コンプライアンス室に報告を行っています。
- c. コンプライアンス室においては、信託約款や運用計画書に規定された資産配分、運用内容の遵守状況、ファンド間売買等についてのチェックを行っています。
- d. コンプライアンス推進の責任者として、コンプライアンス・オフィサーを配置しています。コンプライアンス・オフィサーは社長の命を受けて、運用にかかわるコンプライアンスの推進に関する基本方針を立案し、各部およびコンプライアンス室に対して必要な指示を行う権限を有しています。
- e. コンプライアンス・オフィサーが主催し経営陣が参加して開催されるコンプライアンス委員会においては、コンプライアンス状況の報告が行われ、問題案件等がある場合には、それらについての対応策、改善策、是正措置等を協議決定することとしています。
- f. 業務企画部は、常時のモニタリングおよび前記e.の結果、必要に応じてマザーファンドの外貨建資産の運用を行う投資顧問会社との調整を行います。

(注) 委員会および部・室の名称等は変更される場合があります。

<参考> 投資顧問会社のリスク管理体制

マザーファンドの外貨建資産の運用を行う投資顧問会社(ルーミス・セイレス社)のリスク管理体制は以下のとおりです。

リスクへの主な対応



上記に記載のリスク対応のほか、期限前償還リスクに対しては、期限前償還への対抗要件が組み込まれている銘柄に投資する等の方法により、当該リスクの最小化を図っています。ただし、資金動向、市況動向等により十分な対応が図れないことがあります。

コンプライアンスについて

システムの導入により、売買執行およびその事前・事後のコンプライアンスチェックが自動化されています。リスクマネジメントとして、専任のポートフォリオ・スペシャリストを配置し、ポートフォリオのリスク特性をリアルタイムで把握します。

その他

- 1) ブローカーの選定に際しては、ブローカーの規模、執行能力およびオペレーションシステム等について考慮しています。
- 2) 投資顧問会社は、定期的にレポートを作成し、当ファンドの運用状況に関する情報を委託会社へフィードバックします。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、1.05%（税抜1.0%）^注を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

注：ここでの税とは、申込手数料にかかる消費税等をいいます。消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、1.08%（税抜1.0%）となります。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬は、信託期間を通じて毎日、純資産総額に対し年1.365% (税抜1.3%)^注の率を乗じて得た額とし、信託財産の費用として計上されます。信託報酬の支払いは、毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。

注：ここでの税とは、信託報酬にかかる消費税等をいいます。(以下の配分においても同じです)。消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、1.404% (税抜1.3%)となります。

信託報酬の配分は次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.70% (税抜)	年率0.55% (税抜)	年率0.05% (税抜)

委託会社の報酬には、ルミス・セイレス社への「朝日Nvest グローバル ボンドマザーファンド」の運用指図権限委託報酬が含まれます。当該委託報酬の総額は、信託期間を通じて毎日、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に対し、年0.4%の率を乗じて得た額とします。

(4) 【その他の手数料等】

換金する受益者が負担する信託財産留保額として、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額が差し引かれ、信託財産に残されます。

信託財産に関する租税、信託財産にかかる監査費用および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査費用は、毎日、純資産総額に対し、年0.005% (税抜)^注の率を乗じて得た額とします。ただし、年40万円 (税抜)^注を上限とします。監査費用は、監査法人との契約等により変更になることがあります。

注：別途消費税等相当額がかかります。

ファンドの組入有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引・スワップ取引・金利先渡取引・為替先渡取引・外国為替予約取引に要する費用、公社債の借入れにかかる費用、資産を外国で保管する場合の費用ならびに借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。これらの費用に消費税等がかかる場合は、その消費税等相当額を信託財産中から支弁します。これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者(法人を含みます。)である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です(平成26年1月1日以降)。

個別元本について

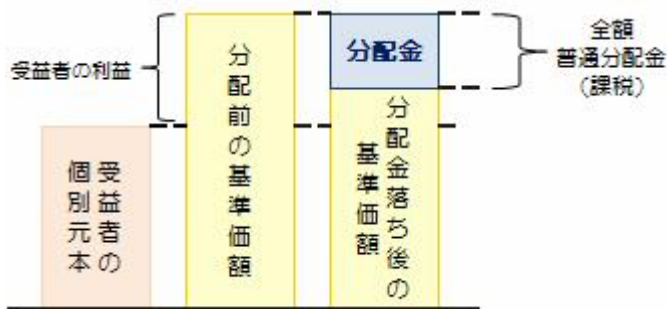
- 追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより計算されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、販売会社毎に個別元本が計算されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本が計算される場合があります。
- 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）とがあります。

1) 普通分配金

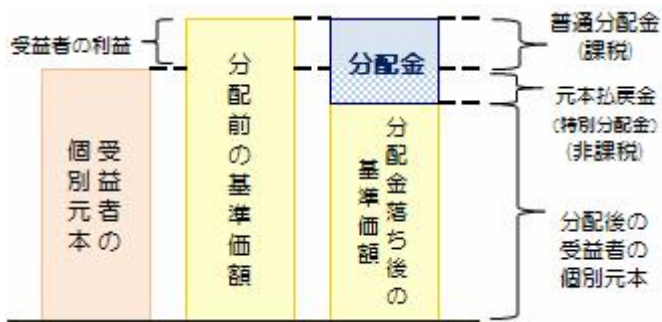
<イメージ図>



収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

2) 元本払戻金（特別分配金）

<イメージ図>



収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上図は、あくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、収益分配金の各水準等を示唆するものではありません。税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

a. 収益分配金に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、平成25年12月31日までは10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。

なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税を選択することもできます。

b. ご換金（解約）時および償還時における課税

解約時の解約価額^注および償還時の償還価額から取得費（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）は、譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

その税率は、平成25年12月31日までは10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）です。

注：解約価額とは、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額です。

c. 損益通算について

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等との損益通算が可能です。また、解約時および償還時の譲渡益については、他の上場株式等の譲渡損との損益通算が可能です。

d. 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。なお、NISA口座での損失については、特定口座や一般口座での譲渡益や配当等との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2) 法人の受益者に対する課税

a. 収益分配金に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

なお、上記7.147%の税率は、平成26年1月1日から15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）となります。

b. ご換金（解約）時および償還時における課税

解約時および償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%）の税率で源泉徴収されます。地方税の徴収はありません。

なお、上記7.147%の税率は、平成26年1月1日から15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）となります。

c. 益金不算入制度の適用はありません。

確定拠出年金制度にかかる受益者に対する課税上の取扱い

確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用され、当ファンドの収益分配時、ご換金（解約）時および償還時における課税は行われません。

上記は、平成25年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成25年9月30日現在の資産別および地域別の投資状況は次のとおりです。

資産の種類	投資国または地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	7,516,723,179	99.51
コール・ローン、その他(負債控除後)		36,660,669	0.49
合計(純資産総額)		7,553,383,848	100.00

(注1)投資比率とは、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

(注2)投資比率は、小数点第3位を四捨五入しています。

<参考> マザーファンドの投資状況

朝日Nvestグローバル ボンドマザーファンド

平成25年9月30日現在の資産別および地域別の投資状況は次のとおりです。

資産の種類	投資国または地域	時価合計(円)	投資比率(%)
-------	----------	---------	---------

国債証券	ドイツ	4,378,408,282	17.39
	アメリカ	3,583,373,679	14.23
	イタリア	1,330,104,118	5.28
	オランダ	1,326,558,311	5.27
	イギリス	1,264,502,389	5.02
	フィンランド	999,250,859	3.97
	ベルギ -	589,116,994	2.34
	スペイン	516,215,005	2.05
	カナダ	336,056,624	1.33
	フランス	250,075,367	0.99
	ポ - ランド	51,822,163	0.21
地方債証券	カナダ	1,890,585,314	7.51
特殊債証券	国際機関	864,918,365	3.44
	アメリカ	145,791,429	0.58
	オランダ	103,152,369	0.41
社債証券	アメリカ	2,598,891,214	10.32
	イギリス	566,143,032	2.25
	カナダ	437,066,126	1.74
	スペイン	273,066,762	1.08
	ブラジル	266,319,768	1.06
	ドイツ	233,040,664	0.93
	フランス	225,263,131	0.89
	オーストラリア	203,550,880	0.81
	イタリア	198,741,879	0.79
	スウェ - デン	192,799,050	0.77
	韓国	130,362,739	0.52
	ルクセンブルグ	107,030,141	0.43
	チリ	98,850,665	0.39
	トルコ	95,209,478	0.38
	デンマ - ク	78,053,853	0.31
	オランダ	74,900,182	0.30
	ノルウェ -	74,881,358	0.30
	シンガポ - ル	74,704,460	0.30
	インドネシア	65,023,300	0.26
	アラブ首長国連邦	50,333,821	0.20
	香港	50,182,406	0.20
	スイス	44,592,035	0.18
	ベルギ -	39,491,000	0.16
中国	34,820,934	0.14	
メキシコ	19,941,000	0.08	
コール・ローン、その他（負債控除後）		1,311,685,441	5.21
合 計（純資産総額）		25,174,876,587	100.00

（注1）平成25年9月30日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

（注2）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

（注3）投資比率は、小数点第3位を四捨五入しています。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

1）主要銘柄の明細（平成25年9月30日現在）

種類	銘柄	国/地域	数量 (口)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	親投資信託 受益証券 朝日Nvest グローバル ボンド マザーファンド	日本	4,473,174,946	16,621	7,434,864,077	16,804	7,516,723,179	99.51

(注1) 投資銘柄は上記の1銘柄です。

(注2) 投資比率とは、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

(注3) 投資比率は、小数点第3位を四捨五入しています。

2) 種類別投資比率(平成25年9月30日現在)

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	99.51
合計		99.51

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考> マザーファンドの投資資産

朝日Nvest グローバル ボンドマザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

1) 主要銘柄の明細(評価金額上位30銘柄)

平成25年9月30日現在

銘柄名	種類	通貨	額面金額 (円)	簿価単価 簿価金額	評価単価 評価金額	利率(%) 償還期限	投資 比率(%)
1 US TREASURY NOTE アメリカ	国債 証券	米ドル	2,100,158,750	100.00 2,100,322,825	100.04 2,100,897,085	0.125 2014/7/31	8.35
2 DEUTSCHLAND REP ドイツ	国債 証券	ユーロ	1,451,229,350	110.78 1,607,744,435	111.14 1,612,939,836	3.75 2017/1/4	6.41
3 US TREASURY NOTE アメリカ	国債 証券	米ドル	1,340,641,250	100.04 1,341,177,507	100.14 1,342,474,156	0.25 2014/9/30	5.33
4 UK TREASURY イギリス	国債 証券	英ポンド	852,895,550	119.59 1,019,977,788	121.45 1,035,841,645	5 2025/3/7	4.11
5 DEUTSCHLAND REP ドイツ	国債 証券	ユーロ	744,406,150	110.99 826,220,276	112.57 837,963,115	3 2020/7/4	3.33
6 FINLAND GOVT フィンランド	国債 証券	ユーロ	656,053,250	111.41 730,908,926	112.06 735,173,272	3.875 2017/9/15	2.92
7 NETHERLANDS GOVT オランダ	国債 証券	ユーロ	652,097,150	95.00 619,492,293	96.25 627,643,507	1.75 2023/7/15	2.49
8 BTPS イタリア	国債 証券	ユーロ	574,953,200	105.99 609,392,897	105.49 606,518,131	4.5 2018/8/1	2.41
9 SPAIN GOVT スペイン	国債 証券	ユーロ	461,545,000	111.04 512,499,568	111.85 516,215,005	5.85 2022/1/31	2.05
10 QUEBEC PROVINCE カナダ	地方債 証券	ユーロ	487,919,000	104.77 511,192,736	104.59 510,290,086	3.625 2015/2/10	2.03
11 BUNDESUBL-161 ドイツ	国債 証券	ユーロ	480,666,150	102.43 492,346,337	102.88 494,523,755	1.25 2016/10/14	1.96
12 DEUTSCHLAND REP ドイツ	国債 証券	ユーロ	333,631,100	129.51 432,085,638	131.27 437,957,545	4.25 2039/7/4	1.74

13	MANITOBA PROVINCE カナダ	地方債 証券	米ドル	405,662,500	103.71 420,744,220	103.80 421,083,760	2.625 2015/7/15	1.67
14	BTPS イタリア	国債 証券	ユーロ	395,610,000	106.54 421,482,894	106.25 420,335,625	4.75 2017/5/1	1.67
15	NETWORK RAIL INFRA FIN イギリス	社債券	米ドル	342,125,000	100.66 344,400,131	100.72 344,588,300	0.875 2015/1/20	1.37
16	BELGIUM GOVT ベルギー	国債 証券	ユーロ	348,136,800	95.20 331,426,234	97.09 338,006,019	2.25 2023/6/22	1.34
17	CANADA-GOVT カナダ	国債 証券	カナダ ドル	323,844,450	103.82 336,234,739	103.77 336,056,624	3 2015/12/1	1.33
18	NETHERLANDS GOVT オランダ	国債 証券	ユーロ	277,322,610	113.49 314,733,430	113.77 315,509,933	4.5 2017/7/15	1.25
19	BTPS イタリア	国債 証券	ユーロ	340,883,950	89.77 306,011,522	88.96 303,250,362	4 2037/2/1	1.20
20	ONTARIO PROVINCE カナダ	地方債 証券	ユーロ	276,927,000	106.70 295,494,955	108.05 299,205,777	3 2020/9/28	1.19
21	INTER-AMERICAN DEV BK 国際機関	特殊 債券	米ドル	293,250,000	99.83 292,774,349	100.63 295,109,792	1.125 2017/3/15	1.17
22	ALBERTA PROVINCE カナダ	地方債 証券	米ドル	293,250,000	98.95 290,194,922	99.60 292,078,760	1 2017/6/21	1.16
23	DEUTSCHLAND REP ドイツ	国債 証券	ユーロ	228,135,100	122.99 280,583,359	124.70 284,484,470	4 2037/1/4	1.13
24	NETHERLANDS GOVT オランダ	国債 証券	ユーロ	199,783,050	133.36 266,430,675	135.00 269,707,118	5.5 2028/1/15	1.07
25	DEUTSCHLAND REP ドイツ	国債 証券	ユーロ	263,080,650	100.17 263,531,250	101.79 267,789,794	1.75 2022/7/4	1.06
26	FINLAND GOVT フィンランド	国債 証券	ユーロ	276,927,000	93.87 259,965,221	95.36 264,077,587	1.5 2023/4/15	1.05
27	BELGIUM GOVT ベルギー	国債 証券	ユーロ	230,113,150	108.57 249,845,353	109.13 251,110,975	3.5 2017/6/28	1.00
28	FRANCE O.A.T フランス	国債 証券	ユーロ	233,409,900	105.62 246,539,207	107.14 250,075,367	3 2022/4/25	0.99
29	DEUTSCHE BAHN FINANCE BV ドイツ	社債券	ユーロ	210,992,000	109.56 231,162,835	110.45 233,040,664	3.5 2020/6/10	0.93
30	UK TREASURY イギリス	国債 証券	英ポンド	203,145,650	111.31 226,121,423	112.56 228,660,744	4 2022/3/7	0.91

(注1) 平成25年3月29日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています(簿価単価、評価単価を除く)。

(注2) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

(注3) 投資比率は、小数点第3位を四捨五入しています。

2) 種類別投資比率

平成25年9月30日現在

国内/外国	種類	投資比率(%)
外国	国債証券	58.10
	地方債証券	7.51
	特殊債券	4.42
	社債券	24.76
合計		94.79

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数点第3位を四捨五入しています。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（円）		基準価額（円） （1万口当たりの純資産額）	
第 8計算期間末 （平成16年2月24日）	（分配付）	6,202,684,967	（分配付）	10,478
	（分配落）	5,965,982,770	（分配落）	10,078
第 9計算期間末 （平成16年8月24日）	（分配付）	6,285,554,164	（分配付）	10,127
	（分配落）	6,223,485,864	（分配落）	10,027
第10計算期間末 （平成17年2月24日）	（分配付）	6,529,959,072	（分配付）	10,268
	（分配落）	6,402,763,220	（分配落）	10,068
第11計算期間末 （平成17年8月24日）	（分配付）	7,301,349,525	（分配付）	10,204
	（分配落）	7,194,017,445	（分配落）	10,054
第12計算期間末 （平成18年2月24日）	（分配付）	7,970,900,242	（分配付）	9,890
	（分配落）	7,946,721,367	（分配落）	9,860
第13計算期間末 （平成18年8月24日）	（分配付）	7,892,521,051	（分配付）	9,699
	（分配落）	7,868,107,910	（分配落）	9,669
第14計算期間末 （平成19年2月26日）	（分配付）	7,815,037,900	（分配付）	9,651
	（分配落）	7,790,744,866	（分配落）	9,621
第15計算期間末 （平成19年8月24日）	（分配付）	7,384,825,329	（分配付）	9,349
	（分配落）	7,361,127,744	（分配落）	9,319
第16計算期間末 （平成20年2月25日）	（分配付）	7,288,672,065	（分配付）	9,267
	（分配落）	7,265,077,141	（分配落）	9,237
第17計算期間末 （平成20年8月25日）	（分配付）	6,933,328,251	（分配付）	9,071
	（分配落）	6,910,398,759	（分配落）	9,041
第18計算期間末 （平成21年2月24日）	（分配付）	6,698,528,554	（分配付）	8,825
	（分配落）	6,675,756,423	（分配落）	8,795
第19計算期間末 （平成21年8月24日）	（分配付）	7,279,219,142	（分配付）	9,607
	（分配落）	7,256,488,549	（分配落）	9,577
第20計算期間末 （平成22年2月24日）	（分配付）	7,380,157,882	（分配付）	9,854
	（分配落）	7,305,265,866	（分配落）	9,754
第21計算期間末 （平成22年8月24日）	（分配付）	7,348,324,681	（分配付）	10,356
	（分配落）	7,135,450,952	（分配落）	10,056
第22計算期間末 （平成23年2月24日）	（分配付）	7,069,034,438	（分配付）	9,775
	（分配落）	7,011,177,688	（分配落）	9,695
第23計算期間末 （平成23年8月24日）	（分配付）	7,169,102,790	（分配付）	10,044
	（分配落）	7,090,586,725	（分配落）	9,934
第24計算期間末 （平成24年2月24日）	（分配付）	7,291,892,305	（分配付）	10,164
	（分配落）	7,187,863,039	（分配落）	10,019
第25計算期間末 （平成24年8月24日）	（分配付）	7,537,202,513	（分配付）	10,310
	（分配落）	7,281,343,682	（分配落）	9,960
第26計算期間末 （平成25年2月25日）	（分配付）	7,719,585,839	（分配付）	10,063
	（分配落）	7,642,873,355	（分配落）	9,963
第27計算期間末 （平成25年8月26日）	（分配付）	7,493,139,067	（分配付）	9,751
	（分配落）	7,470,086,428	（分配落）	9,721
平成24年 9月末		7,598,707,190		10,014

10月末	7,686,444,914	10,034
11月末	7,765,718,273	10,106
12月末	7,785,646,459	10,142
平成25年 1月末	7,667,906,953	10,029
2月末	7,689,965,580	9,982
3月末	7,714,361,859	10,031
4月末	7,776,464,709	10,132
5月末	7,700,417,232	10,017
6月末	7,550,651,581	9,820
7月末	7,587,320,617	9,863
8月末	7,508,389,763	9,748
平成25年9月30日	7,553,383,848	9,815

【分配の推移】

		1万口当たりの分配額（円）
第8計算期間末	平成16年2月24日	400
第9計算期間末	平成16年8月24日	100
第10計算期間末	平成17年2月24日	200
第11計算期間末	平成17年8月24日	150
第12計算期間末	平成18年2月24日	30
第13計算期間末	平成18年8月24日	30
第14計算期間末	平成19年2月26日	30
第15計算期間末	平成19年8月24日	30
第16計算期間末	平成20年2月25日	30
第17計算期間末	平成20年8月25日	30
第18計算期間末	平成21年2月24日	30
第19計算期間末	平成21年8月24日	30
第20計算期間末	平成22年2月24日	100
第21計算期間末	平成22年8月24日	300
第22計算期間末	平成23年2月24日	80
第23計算期間末	平成23年8月24日	110
第24計算期間末	平成24年2月24日	145
第25計算期間末	平成24年8月24日	350
第26計算期間末	平成25年2月25日	100
第27計算期間末	平成25年8月26日	30

【収益率の推移】

期 間		収 益 率（％）
第 8計算期間	自 平成15年8月26日 至 平成16年2月24日	4.03
第 9計算期間	自 平成16年2月25日 至 平成16年8月24日	0.49
第10計算期間	自 平成16年8月25日 至 平成17年2月24日	2.40
第11計算期間	自 平成17年2月25日 至 平成17年8月24日	1.35
第12計算期間	自 平成17年8月25日 至 平成18年2月24日	1.63

第13計算期間	自 平成18年2月25日 至 平成18年8月24日	1.63
第14計算期間	自 平成18年8月25日 至 平成19年2月26日	0.19
第15計算期間	自 平成19年2月27日 至 平成19年8月24日	2.83
第16計算期間	自 平成19年8月25日 至 平成20年2月25日	0.56
第17計算期間	自 平成20年2月26日 至 平成20年8月25日	1.80
第18計算期間	自 平成20年8月26日 至 平成21年2月24日	2.39
第19計算期間	自 平成21年2月25日 至 平成21年8月24日	9.23
第20計算期間	自 平成21年8月25日 至 平成22年2月24日	2.89
第21計算期間	自 平成22年2月25日 至 平成22年8月24日	6.17
第22計算期間	自 平成22年8月25日 至 平成23年2月24日	2.79
第23計算期間	自 平成23年2月25日 至 平成23年8月24日	3.60
第24計算期間	自 平成23年8月25日 至 平成24年2月24日	2.32
第25計算期間	自 平成24年2月25日 至 平成24年8月24日	2.90
第26計算期間	自 平成24年8月25日 至 平成25年2月25日	1.03
第27計算期間	自 平成25年2月26日 至 平成25年8月26日	2.13

(注) 収益率は、計算期間末日の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して計算し、小数点第3位を四捨五入しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

期 間	設定数量（口）	解約数量（口）
第 8計算期間 自 平成15年8月26日 至 平成16年2月24日	173,534,149	323,260,190
第 9計算期間 自 平成16年2月25日 至 平成16年8月24日	372,650,755	85,594,185
第10計算期間 自 平成16年8月25日 至 平成17年2月24日	262,759,055	109,796,432
第11計算期間 自 平成17年2月25日 至 平成17年8月24日	838,153,482	42,474,061
第12計算期間 自 平成17年8月25日 至 平成18年2月24日	1,053,921,533	149,768,583
第13計算期間 自 平成18年2月25日 至 平成18年8月24日	180,972,502	102,883,568
第14計算期間 自 平成18年8月25日 至 平成19年2月26日	109,223,948	149,259,767

第15計算期間	自 平成19年2月27日 至 平成19年8月24日	93,673,801	292,156,914
第16計算期間	自 平成19年8月25日 至 平成20年2月25日	91,135,909	125,356,238
第17計算期間	自 平成20年2月26日 至 平成20年8月25日	83,244,994	305,055,337
第18計算期間	自 平成20年8月26日 至 平成21年2月24日	73,944,841	126,398,642
第19計算期間	自 平成21年2月25日 至 平成21年8月24日	67,829,202	81,675,369
第20計算期間	自 平成21年8月25日 至 平成22年2月24日	80,384,576	168,047,295
第21計算期間	自 平成22年2月25日 至 平成22年8月24日	198,039,421	591,450,073
第22計算期間	自 平成22年8月25日 至 平成23年2月24日	317,161,519	180,858,701
第23計算期間	自 平成23年2月25日 至 平成23年8月24日	182,475,081	276,744,735
第24計算期間	自 平成23年8月25日 至 平成24年2月24日	159,625,067	123,017,054
第25計算期間	自 平成24年2月25日 至 平成24年8月24日	330,355,058	194,534,897
第26計算期間	自 平成24年8月25日 至 平成25年2月25日	608,767,319	247,771,247
第27計算期間	自 平成25年2月26日 至 平成25年8月26日	336,018,890	323,054,201

(注) 日本国外における設定および解約はありません。

(参考情報)

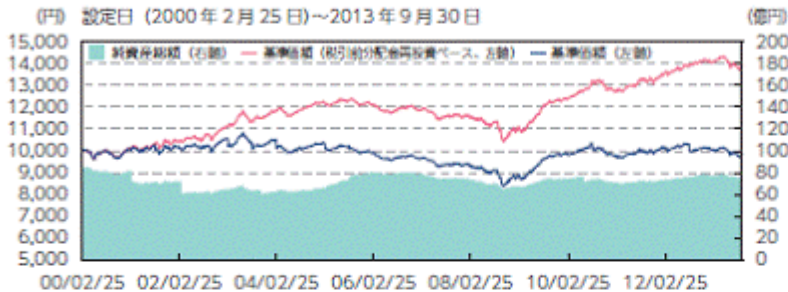


運用実績

(2013年9月30日現在)

● 基準価額・純資産の推移

基準価額 9,815円 純資産総額 75.53億円



※基準価額(税引前分配金再投資ベース)は信託報酬控除後であり、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※基準価額は信託報酬控除後です。

● 分配の推移

決算期	分配金
2011年8月	110円
2012年2月	145円
2012年8月	350円
2013年2月	100円
2013年8月	30円
設定来累計	3,515円

※分配金は1万口当たり、税引前の金額です。

● 主要な資産の状況

マザーファンドの資産の状況を記載しています。

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する投資比率です。

資産別構成

資産別	比率
債券	94.8%
その他資産	5.2%
合計	100.0%

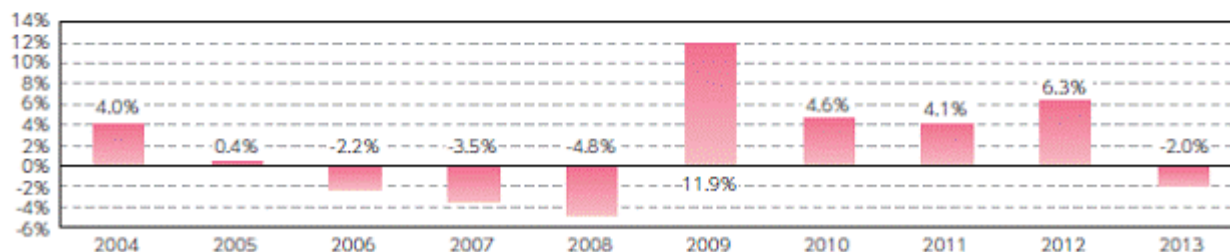
組入上位10銘柄

順位	銘柄名	国/地域	通貨	種類	利率(%)	償還期限	比率(%)
1	US TREASURY NOTE	アメリカ	米ドル	国債証券	0.125	2014/7/31	8.3
2	DEUTSCHLAND REP	ドイツ	ユーロ	国債証券	3.75	2017/1/4	6.4
3	US TREASURY NOTE	アメリカ	米ドル	国債証券	0.25	2014/9/30	5.3
4	UK TREASURY	イギリス	英ポンド	国債証券	5	2025/3/7	4.1
5	DEUTSCHLAND REP	ドイツ	ユーロ	国債証券	3	2020/7/4	3.3
6	FINLAND GOVT	フィンランド	ユーロ	国債証券	3.875	2017/9/15	2.9
7	NETHERLANDS GOVT	オランダ	ユーロ	国債証券	1.75	2023/7/15	2.5
8	BTPS	イタリア	ユーロ	国債証券	4.5	2018/8/1	2.4
9	SPAIN GOVT	スペイン	ユーロ	国債証券	5.85	2022/1/31	2.1
10	QUEBEC PROVINCE	カナダ	ユーロ	地方債証券	3.625	2015/2/10	2.0

債券種別構成

種類	比率
国債証券	58.1%
地方債証券	7.5%
特殊債証券	4.4%
社債証券	24.8%

● 年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※2013年は9月30日までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
・最新の運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日にいつでも行うことができます。申込受付時間は、原則として午後3時^注までとし、当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取り扱います。ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークの銀行が休業日の場合には、取得申込みの受付けは行いません。該当する日については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

注：販売会社によっては午後3時より前に受付けを締め切ることがありますので、各販売会社にご確認ください。

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込金額の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行います。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

当ファンドには、収益分配金の受取方法の別により、収益分配金を受け取る「分配金受取コース」と、税金を差し引いた後の収益分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。申込方法および申込単位は、販売会社が個別に定めるものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資については、1口単位となります。

お申込み価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。取得申込みには、お申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等が別に加算されます。ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資については、当該計算期間終了日の基準価額となります。

お申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、1.05%（税抜1.0%）^注を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。

注：ここでの税とは、申込手数料にかかる消費税等をいいます。消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、1.08%（税抜1.0%）となります。

取得申込者は、取得申込金額をお申込みの販売会社に、当該販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合には、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款^注」にしたがって契約を締結します。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した取得申込者が、「定時定額購入サービス」を利用する場合には、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約^注を締結するものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にご確認ください。

注：販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を定める名称の異なる契約または規定を使用することがあります。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことがあります。取得申込みの受付けが中止された場合には、取得申込者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、取得申込者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受け付けたものとします。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求について>

解約請求は、販売会社の営業日にいつでも行うことができます。受付時間は、原則として午後3時^注までとし、当該解約請求にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分として取り扱います。ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークの銀行が休業日の場合には、当該解約請求の受け付けは行いません。該当する日については、お申込みの販売会社または委託会社までお問い合わせください。

注：販売会社によっては午後3時より前に受け付けを締め切ることがありますので、各販売会社にご確認ください。

委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

解約請求を行う受益者は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

ご解約単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

ご解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額の0.1%）を差し引いた額です。1口当たりの解約価額に解約口数を乗じて得た額から、税金を差し引いた額がお受取金額となります。

ご解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社の営業所等において受益者に支払われます。

信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた解約請求の受け付けを取り消すことがあります。解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して計算します。

当ファンドにおいては、1万口当たりの価額として表示されます。

当ファンドの信託財産に属する資産のうち、主要投資対象およびその評価方法は以下のとおりです。

朝日Nvest グローバル ボンドマザーファンド 受益証券	移動平均法に基づき、基準価額により評価しています。
----------------------------------	---------------------------

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<参考> マザーファンドの主要投資対象およびその評価方法

債 券	個別法に基づき、原則として時価で評価しています。時価評価にあたっては、金融商品取引業者等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しません。）、または価格情報会社の提供する価額で評価しています。
-----	--

基準価額の計算頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせいただけるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

委託会社	朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
ホームページ	http://www.alamco.co.jp/
フリーダイヤル	0120-283-104 (営業日の9:00~17:00)

(2)【保管】

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

(3)【信託期間】

信託期間は無期限です。

「(5)その他 信託の終了(償還)」の規定により信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年2月25日から8月24日までおよび8月25日から翌年2月24日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、該当日の翌営業日を各計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託の終了(償還)

- 1) 委託会社は、信託期間中において、受益権の口数が当初設定受益権口数の10分の1または10億口を下回るようになった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、1)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3) 2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- 4) 委託会社は、3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、1)の信託契約の解約をしません。
- 5) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 3)から5)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、3)の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- 7) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- 8) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更4)」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

- 9) 受託会社はその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において委託会社が新たな受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、1)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3) 2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- 4) 委託会社は、3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、1)の信託約款の変更をしません。
- 5) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、1)から5)までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成および交付

委託会社は、毎決算後に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買の状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

関係法人との契約の更改

- 1) 委託会社と受託会社との間の信託契約は無期限です。ただし、「信託の終了(償還)」に該当することとなった場合には解約されます。
- 2) 委託会社と販売会社との間の募集・販売等に関する契約は、期間満了の3ヵ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示がない限り、同一の条件で更新されます。
- 3) 委託会社と投資顧問会社との間の運用委託契約は、期間満了の2ヵ月前までに委託会社および投資顧問会社のいずれからも別段の意思表示がない限り、同一の条件で更新されます。

信託事務処理の委託

受託会社は、再信託受託会社と再信託契約を締結することにより、当ファンドの信託財産すべてを再信託受託会社へ移管し、当ファンドにかかる信託事務処理の一部を委託することがあります。その場合には、信託財産の管理にかかる事務のうち再信託にかかる契約書類に基づく所定の事務を行います。

なお、再信託受託会社が受ける信託事務処理の一部の委託にかかる報酬は、受託会社が受け取る信託報酬の中から当事者間で支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から5営業日目まで)から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当

該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が支払開始日から5年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属するものとします。

償還金に対する請求権

受益者は、償還金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日(以下「償還日」といいます。)後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から5営業日目まで)から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が支払開始日から10年間請求を行わない場合は、その権利を失い、その金銭は委託会社に帰属するものとします。

換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に解約請求をすることができます。詳細は、「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」の記載をご参照ください。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。

当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期計算期間(平成25年2月26日から平成25年8月26日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

朝日Nvestグローバルボンドオープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第26期 (平成25年 2月25日現在)	第27期 (平成25年 8月26日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	230,447,257	112,228,065
親投資信託受益証券	7,545,798,816	7,434,864,077
未収利息	378	92
流動資産合計	7,776,246,451	7,547,092,234
資産合計	7,776,246,451	7,547,092,234
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	76,712,484	23,052,639
未払解約金	3,385,759	1,591,230
未払受託者報酬	2,041,181	2,006,207
未払委託者報酬	51,029,616	50,155,170
その他未払費用	204,056	200,560
流動負債合計	133,373,096	77,005,806
負債合計	133,373,096	77,005,806
純資産の部		
元本等		
元本	7,671,248,404	7,684,213,093
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	28,375,049	214,126,665
(分配準備積立金)	771,713,166	775,326,942
元本等合計	7,642,873,355	7,470,086,428
純資産合計	7,642,873,355	7,470,086,428
負債純資産合計	7,776,246,451	7,547,092,234

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第26期 自平成24年 8月25日 至平成25年 2月25日	第27期 自平成25年 2月26日 至平成25年 8月26日
営業収益		
受取利息	45,156	21,554
有価証券売買等損益	131,127,321	110,934,739
営業収益合計	131,172,477	110,913,185
営業費用		
受託者報酬	2,041,181	2,006,207
委託者報酬	51,029,616	50,155,170
その他費用	204,056	200,560
営業費用合計	53,274,853	52,361,937
営業利益	77,897,624	163,275,122
経常利益	77,897,624	163,275,122
当期純利益	77,897,624	163,275,122
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	2,437,368	1,098,572
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	28,908,650	28,375,049
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,785,829	1,674,717
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,141,141	1,441,753
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	644,688	232,964
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	76,712,484	23,052,639
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	28,375,049	214,126,665

（ 3 ）【注記表】

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

1．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額により評価しております。
2．収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（ 貸借対照表に関する注記 ）

項目	第26期 (平成25年 2月25日現在)	第27期 (平成25年 8月26日現在)
1．信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額		
期首元本額	7,310,252,332円	7,671,248,404円
期中追加設定元本額	608,767,319円	336,018,890円
期中一部解約元本額	247,771,247円	323,054,201円
2．計算期間末日における受益権の総数	7,671,248,404口	7,684,213,093口
3．元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その金額は28,375,049円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その金額は214,126,665円であります。
4．1単位(1万口)当たりの純資産額 (1口当たりの純資産額)	9,963円 (0.9963円)	9,721円 (0.9721円)

（ 損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

項目	第26期	第27期
	自 平成24年 8月25日 至 平成25年 2月25日	自 平成25年 2月26日 至 平成25年 8月26日
1．信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	15,321,831円	15,107,963円
	(注) 当該金額は、親投資信託の運用の指図にかかる権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。	(注) 当該金額は、親投資信託の運用の指図にかかる権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。

2. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（69,225,888円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定する収益調整金（273,398,500円）および分配準備積立金（779,199,762円）より、分配可能額は1,121,824,150円（1万口当たり1,462円）であり、そのうち76,712,484円（1万口当たり100円）を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（58,123,145円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定する収益調整金（307,832,149円）および分配準備積立金（740,256,436円）より、分配可能額は1,106,211,730円（1万口当たり1,439円）であり、そのうち23,052,639円（1万口当たり30円）を分配金額としております。
-------------	--	---

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

第26期 自 平成24年 8月25日 至 平成25年 2月25日	第27期 自 平成25年 2月26日 至 平成25年 8月26日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資して運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券に関する注記)」に記載しております。</p> <p>これらは、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、カントリーリスク、信用リスク、および流動性リスクに晒されております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、パフォーマンスおよびリスクの状況は社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上での分析の基礎となるデータは各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、運用責任者、経営陣を主要参加メンバーとするパフォーマンス評価・リスク管理委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。</p> <p>また、コンプライアンス部門において、信託約款や運用計画書の遵守状況ならびに執行・組入れに係る管理状況を審査し、必要に応じて速やかに関連部門へ注意・勧告を行っております。</p> <p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p> <p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>同左</p>

金融商品の時価等に関する事項

第26期 (平成25年2月25日現在)	第27期 (平成25年8月26日現在)
<p>1.貸借対照表計上額、時価および差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2.時価の算定方法</p> <p>(1)親投資信託受益証券</p> <p>「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2)コール・ローン等の金銭債権および金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1.貸借対照表計上額、時価および差額</p> <p>同左</p> <p>2.時価の算定方法</p> <p>(1)親投資信託受益証券</p> <p>同左</p> <p>(2)コール・ローン等の金銭債権および金銭債務</p> <p>同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第26期(自 平成24年8月25日 至 平成25年2月25日)

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	130,169,390
合計	130,169,390

第27期(自 平成25年2月26日 至 平成25年8月26日)

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	110,934,739
合計	110,934,739

(デリバティブ取引に関する注記)

第26期 (平成25年2月25日現在)	第27期 (平成25年8月26日現在)
デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第26期 自 平成24年8月25日 至 平成25年2月25日	第27期 自 平成25年2月26日 至 平成25年8月26日
該当事項はありません。	同左

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

1) 株式

該当事項はありません。

2) 株式以外の有価証券

(平成25年8月26日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	朝日Nvest グローバル ボンドマザーファンド	4,473,174,946	7,434,864,077	
合計		4,473,174,946	7,434,864,077	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「朝日Nvestグローバル ボンドマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて「朝日Nvestグローバル ボンドマザーファンド」の受益証券です。

なお、「朝日Nvestグローバル ボンドマザーファンド」の状況は以下のとおりです。

「朝日Nvest グローバル ボンドマザーファンド」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

(単位：円)

	(平成25年 2月25日現在)	(平成25年 8月26日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	801,339,889	733,117,266
コール・ローン	317,219,941	119,670,246
国債証券	20,570,403,535	14,473,591,528
地方債証券	3,217,949,398	2,758,840,602
特殊債券	1,256,886,514	1,118,181,106
社債券	5,872,454,408	5,798,439,258
派生商品評価勘定	-	10,059,805
未収入金	-	119,464,830
未収利息	274,014,862	230,349,317
前払費用	60,750,860	33,349,688
流動資産合計	32,371,019,407	25,395,063,646
資産合計	32,371,019,407	25,395,063,646
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	3,677,167,352	236,172,063
未払金	103,575,945	258,428,622
未払解約金	200,000,000	-
流動負債合計	3,980,743,297	494,600,685
負債合計	3,980,743,297	494,600,685
純資産の部		
元本等		
元本	16,829,544,749	14,981,039,622
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	11,560,731,361	9,919,423,339
元本等合計	28,390,276,110	24,900,462,961
純資産合計	28,390,276,110	24,900,462,961
負債純資産合計	32,371,019,407	25,395,063,646

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券、及び社債券</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、わが国における有価証券報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>有価証券売買等損益及び為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成25年 2月25日現在)	(平成25年 8月26日現在)
1. 有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額		
期首元本額	11,092,137,090円	16,829,544,749円
期中追加設定元本額	6,050,274,114円	629,286,241円
期中一部解約元本額	312,866,455円	2,477,791,368円
2. 元本の内訳		
朝日Nvestグローバル ボンドオープン	4,473,174,946円	4,473,174,946円
ALAMCO年金グローバル ボンドファンド（適格機関投資家専用）	9,878,578,435円	10,507,864,676円
Avest-B私募2012（適格機関投資家専用）	2,477,791,368円	-
3. 有価証券報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	16,829,544,749口	14,981,039,622口
4. 1単位(1万口)当たりの純資産額	16,869円	16,621円
(1口当たりの純資産額)	(1.6869円)	(1.6621円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

自 平成24年 8 月25日 至 平成25年 2 月25日	自 平成25年 2 月26日 至 平成25年 8 月26日
<p>1.金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資して運用することを目的としております。</p> <p>2.金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券に関する注記)」に記載しております。</p> <p>これらは、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、カントリーリスク、信用リスク、および流動性リスクに晒されております。</p> <p>また、当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、ならびに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託しているルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピーにおいて運用計画書に従い売買の執行を行い、加えて、各種のリスクを低減するようコントロールしています。また、システムを利用し、売買執行および事前・事後のチェックを自動化し管理を行っております。</p> <p>委託会社においては、パフォーマンスおよびリスクの状況は社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上での分析の基礎となるデータは各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、運用責任者、経営陣を主要参加メンバーとするパフォーマンス評価・リスク管理委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。</p> <p>また、コンプライアンス部門において、信託約款や運用計画書の遵守状況ならびに執行・組入れに係る管理状況を審査し、必要に応じて速やかに関連部門へ注意・勧告を行っております。</p> <p>4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>1.金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2.金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p> <p>4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

同左

金融商品の時価等に関する事項

(平成25年2月25日現在)	(平成25年8月26日現在)
<p>1.貸借対照表計上額、時価および差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2.時価の算定方法</p> <p>(1)国債証券、地方債証券、特殊債券、及び社債券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2)派生商品評価勘定 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3)コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1.貸借対照表計上額、時価および差額</p> <p>同左</p> <p>2.時価の算定方法</p> <p>(1)国債証券、地方債証券、特殊債券、及び社債券 同左</p> <p>(2)派生商品評価勘定 同左</p> <p>(3)コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(自 平成24年8月25日 至 平成25年2月25日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	5,244,458
地方債証券	33,456,650
特殊債券	1,606,501
社債券	110,423,143
合計	70,115,534

(自 平成25年2月26日 至 平成25年8月26日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	374,045,706
地方債証券	94,667,894
特殊債券	42,521,791
社債券	201,574,845
合計	712,810,236

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

種類	(平成25年2月25日現在)		
	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)

市場取引以外の取引 為替予約取引 売建				
米ドル	12,397,667,485	-	14,059,064,250	1,661,396,765
カナダドル	774,781,100	-	859,724,500	84,943,400
ユーロ	12,458,274,230	-	14,226,054,000	1,767,779,770
英ポンド	2,150,852,223	-	2,313,899,640	163,047,417
合計	27,781,575,038	-	31,458,742,390	3,677,167,352

種類	(平成25年8月26日現在)			
	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建				
米ドル	10,756,381,680	-	10,815,763,200	59,381,520
カナダドル	695,279,155	-	685,219,350	10,059,805
ユーロ	11,095,869,450	-	11,232,278,400	136,408,950
英ポンド	1,742,737,737	-	1,783,119,330	40,381,593
合計	24,290,268,022	-	24,516,380,280	226,112,258

(注)時価の算定方法

・為替予約取引

計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成24年8月25日 至 平成25年2月25日	自 平成25年2月26日 至 平成25年8月26日
該当事項はありません。	同左

(3) 附属明細表

有価証券明細表

1) 株式

該当事項はありません。

2) 株式以外の有価証券

(平成25年8月26日現在)

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	POLAND GOVT BOND 3% 2023/03/17		575,000.00	508,875.00	
		TURKEY REP OF 3.25% 2023/03/23		700,000.00	585,550.00	
		US TREASURY BOND 2.875% 2043/05/15		1,685,000.00	1,400,919.53	
		US TREASURY NOTE 0.25% 2014/09/30		14,725,000.00	14,731,327.14	
		US TREASURY NOTE 0.875% 2017/02/28		13,355,000.00	13,269,444.53	
		US TREASURY NOTE 0.625% 2017/08/31		2,730,000.00	2,658,337.50	
		US TREASURY NOTE 1.375% 2020/05/31		1,520,000.00	1,439,725.00	
計		銘柄数： 組入時価比率：	7 13.7%	35,290,000.00	34,594,178.70 (3,415,829,204) 14.1%	
カナダドル		CANADA-GOVT 3% 2015/12/01		3,415,000.00	3,545,657.90	
計		銘柄数： 組入時価比率：	1 1.3%	3,415,000.00	3,545,657.90 (333,291,842) 1.4%	
ユーロ		BELGIUM GOVT 3.5% 2017/06/28		1,745,000.00	1,894,633.75	
		BELGIUM GOVT 2.25% 2023/06/22		2,640,000.00	2,513,280.00	
		BTPS 4.75% 2017/05/01		3,000,000.00	3,196,200.00	
		BTPS 4.5% 2018/08/01		4,360,000.00	4,621,164.00	
		BTPS 4% 2037/02/01		2,585,000.00	2,320,554.50	
		BUNDESUBL-161 1.25% 2016/10/14		3,645,000.00	3,733,573.50	
		DEUTSCHLAND REP 3.75% 2017/01/04		11,005,000.00	12,191,889.25	
		DEUTSCHLAND REP 4.25% 2017/07/04		1,910,000.00	2,172,052.00	
		DEUTSCHLAND REP 3.25% 2020/01/04		1,450,000.00	1,629,263.50	
		DEUTSCHLAND REP 3% 2020/07/04		6,810,000.00	7,558,759.50	
		DEUTSCHLAND REP 1.75% 2022/07/04		1,500,000.00	1,500,150.00	
		DEUTSCHLAND REP 4% 2037/01/04		1,730,000.00	2,127,727.00	
		DEUTSCHLAND REP 4.25% 2039/07/04		2,530,000.00	3,276,603.00	
		FINLAND GOVT 3.875% 2017/09/15		4,975,000.00	5,542,647.50	
		FINLAND GOVT 1.5% 2023/04/15		2,100,000.00	1,971,375.00	
		FRANCE O.A.T 3% 2022/04/25		1,770,000.00	1,869,562.50	
		NETHERLANDS GOVT 4.5% 2017/07/15		2,103,000.00	2,386,694.70	
NETHERLANDS GOVT 2.25% 2022/07/15		845,000.00	853,872.50			
NETHERLANDS GOVT 1.75% 2023/07/15		4,945,000.00	4,697,750.00			
NETHERLANDS GOVT 5.5% 2028/01/15		1,515,000.00	2,020,404.00			
SPAIN GOVT 5.85% 2022/01/31		3,500,000.00	3,886,400.00			
計		銘柄数：	21	66,663,000.00	71,964,556.20 (9,511,555,392)	

		組入時価比率：	38.2%		39.4%
	英ポンド	UK TREASURY 4% 2022/03/07		1,285,000.00	1,430,333.50
		UK TREASURY 5% 2025/03/07		5,395,000.00	6,451,880.50
	計	銘柄数：	2	6,680,000.00	7,882,214.00
		組入時価比率：	4.9%		(1,212,915,090)
	小計				5.0%
					14,473,591,528
					(14,473,591,528)
地方債証券	米ドル	ALBERTA PROVINCE 1% 2017/06/21		3,000,000.00	2,968,746.00
		BRITISH COLUMBIA PROVINCE 2% 2022/10/23		7,350,000.00	6,631,566.90
		BRITISH COLUMBIA PROVINCE 2.85% 2015/06/15		1,215,000.00	1,266,940.03
		MANITOBA PROVINCE 2.625% 2015/07/15		4,150,000.00	4,304,288.70
		MANITOBA PROVINCE 2.1% 2022/09/06		930,000.00	845,403.48
		ONTARIO PROVINCE 2.95% 2015/02/05		1,595,000.00	1,651,317.85
		QUEBEC PROVINCE 4.625% 2018/05/14		1,120,000.00	1,250,583.04
	計	銘柄数：	7	19,360,000.00	18,918,846.00
		組入時価比率：	7.5%		(1,868,046,854)
	ユーロ	ONTARIO PROVINCE 4% 2019/12/03		550,000.00	622,462.50
		ONTARIO PROVINCE 3% 2020/09/28		2,100,000.00	2,240,805.00
		QUEBEC PROVINCE 3.625% 2015/02/10		3,700,000.00	3,876,490.00
	計	銘柄数：	3	6,350,000.00	6,739,757.50
		組入時価比率：	3.6%		(890,793,748)
	小計				3.7%
					2,758,840,602
					(2,758,840,602)
特殊債券	米ドル	AFREXIMBANK 3.875% 2018/06/04		600,000.00	583,620.00
		ASIAN DEVELOPMENT BANK 1.125% 2017/03/15		2,150,000.00	2,152,726.20
		BK NED GEMEENTEN 1.375% 2015/03/23		1,040,000.00	1,053,936.00
		CENT AMERICAN BK 3.875% 2017/02/09		1,430,000.00	1,474,281.38
		CORP ANDINA FOM 4.375% 2022/06/15		635,000.00	630,603.89
		COUNCIL OF EUROPE 1.375% 2016/03/22		950,000.00	961,257.50
		INTER-AMERICAN DEV BK 1.125% 2017/03/15		3,000,000.00	2,995,134.00
		SVOVM 2012-AA AABS 2% 2029/09/20		524,714.33	519,539.59
		TENN VALLEY AUTH 3.5% 2042/12/15		1,200,000.00	953,401.20
	計	銘柄数：	9	11,529,714.33	11,324,499.76
		組入時価比率：	4.5%		(1,118,181,106)
	小計				4.6%
					1,118,181,106
					(1,118,181,106)
社債券	米ドル	ALCOA INC 5.9% 2027/02/01		220,000.00	207,811.78
		AMER AIRLINES 20 4.95% 2023/01/15		875,000.00	861,875.00
		APPLE INC 1% 2018/05/03		700,000.00	667,656.50
		ARCELORMITTAL 5.25% 2020/08/05		465,000.00	461,512.50

ARCELORMITTAL 5.5% 2021/03/01	595,000.00	587,562.50
AUST & NZ BANKING GROUP 2.4% 2016/11/23	750,000.00	772,650.75
AVNET INC 4.875% 2022/12/01	510,000.00	502,496.37
BAIDU INC 3.25% 2018/08/06	355,000.00	351,176.29
BALL CORP 4% 2023/11/15	610,000.00	544,425.00
BANCO SANTANDER BRASIL 4.625% 2017/02/13	800,000.00	820,000.00
BANK OF AMERICA CORP 2% 2018/01/11	310,000.00	299,863.62
BANK OF AMERICA CORP 4.1% 2023/07/24	715,000.00	700,989.57
BANK OF NOVA SCOTIA 1.45% 2018/04/25	1,250,000.00	1,204,925.00
BARRY CALLE SVCS 5.5% 2023/06/15	400,000.00	407,000.00
BOSTON PROPERTIES LP 3.8% 2024/02/01	800,000.00	766,273.60
CHS/COMMUNITY 5.125% 2018/08/15	495,000.00	500,568.75
CIGNA CORP 4% 2022/02/15	1,030,000.00	1,041,170.35
CITIGROUP INC 3.375% 2023/03/01	380,000.00	357,480.81
CITIGROUP INC 3.5% 2023/05/15	335,000.00	300,878.91
CNH CAPITAL LLC 3.875% 2015/11/01	550,000.00	559,625.00
CODELCO INC 4.5% 2023/08/13	1,000,000.00	981,266.00
CONTINENTAL RES 4.5% 2023/04/15	455,000.00	442,487.50
CROWN CASTLE TOWERS LLC 6.113% 2020/01/15	600,000.00	675,072.00
CYTEC INDUSTRIES INC 3.5% 2023/04/01	550,000.00	507,714.90
DANONE SA 3% 2022/06/15	800,000.00	759,690.40
FORD MOTOR CREDIT CO 2.75% 2015/05/15	600,000.00	610,434.00
FORD MOTOR CREDIT CO 4.207% 2016/04/15	600,000.00	627,412.80
HAWK ACQUISITION SUB INC 4.25% 2020/10/15	690,000.00	650,325.00
HCA HOLDINGS INC 6.25% 2021/02/15	530,000.00	526,687.50
HOWARD HUGHES 3.5% 2023/09/01	1,045,000.00	1,027,143.04
HSBC HOLDINGS PLC 4% 2022/03/30	355,000.00	356,141.32
HSBC USA INC 5% 2020/09/27	600,000.00	630,425.40
HUTCH WHA INT 11 4.625% 2022/01/13	500,000.00	508,186.50
HYATT HOTELS 5.375% 2021/08/15	675,000.00	717,900.97
INCITEC PIVOT FI 6% 2019/12/10	360,000.00	391,088.88
INTEL CORP 2.95% 2035/12/15	690,000.00	739,162.50
ITAU UNIBANCO HOLDING SA 5.65% 2022/03/19	400,000.00	369,000.00
JPMORGAN CHASE 4.4% 2020/07/22	550,000.00	575,453.45
JPMORGAN CHASE & CO 4.5% 2022/01/24	275,000.00	284,226.25
JPMORGAN CHASE & CO 3.25% 2022/09/23	505,000.00	471,106.92
KOREA GAS CORP 2.875% 2018/07/29	875,000.00	865,700.50
LLOYDS TSB BANK PLC 6.5% 2020/09/14	400,000.00	436,606.80
MECCANICA HOLDINGS USA 6.25% 2019/07/15	500,000.00	508,550.50
MORGAN STANLEY 5.5% 2020/07/24	635,000.00	690,951.12
MYLAN INC/PA 3.125% 2023/01/15	750,000.00	673,098.75
NETWORK RAIL INFRA FIN 0.875% 2015/01/20	3,500,000.00	3,523,275.00
NEWFIELD EXPLORATION CO 5.625% 2024/07/01	735,000.00	716,625.00
NOBLE ENERGY INC 4.15% 2021/12/15	145,000.00	147,798.50
NORDEA BANK AB 4.25% 2022/09/21	800,000.00	779,700.00

	PEABODY ENERGY CORP 4.75% 2041/12/15		825,000.00	645,562.50
	PERTAMINA PERSERO PT 4.3% 2023/05/20		400,000.00	324,000.00
	PERTAMINA PERSERO PT 5.625% 2043/05/20		400,000.00	288,000.00
	PETROBRAS 2% 2016/05/20		490,000.00	483,925.96
	PETROLEOS MEXICANOS 3.5% 2018/07/18		200,000.00	202,000.00
	SNAAC AUTO RECEIVABLES 1.78% 2016/06/15		533,537.63	535,281.23
	SP POWERASSETS LTD 2.7% 2022/09/14		820,000.00	746,692.00
	SPRINT NEXTEL CORP 6% 2022/11/15		1,275,000.00	1,188,937.50
	SRFC 2012-3A AABS 1.87% 2029/08/20		619,357.60	621,992.34
	STANDARD CHARTERED PLC 3.95% 2023/01/11		295,000.00	269,644.75
	STATOIL ASA 1.2% 2018/01/17		780,000.00	757,446.30
	SWEDBANK HYPOTEK AB 1.375% 2018/03/28		1,200,000.00	1,157,100.00
	TALISMAN ENERGY INC 5.5% 2042/05/15		745,000.00	696,550.41
	TAQA ABU DHABI 5.875% 2021/12/13		460,000.00	503,677.00
	TELECOM ITALIA CAPITAL 7.721% 2038/06/04		800,000.00	761,020.00
	TELSTRA CORP LTD 4.8% 2021/10/12		300,000.00	322,165.80
	TIME WARNER INC 3.4% 2022/06/15		255,000.00	242,732.46
	TURKIYE GARANTI 4% 2017/09/13		600,000.00	566,370.00
	TURKIYE IS BANKASI 3.875% 2017/11/07		400,000.00	372,020.00
	VALE OVERSEAS 4.625% 2020/09/15		515,000.00	514,655.98
	WHITE MOUNTAINS 6.375% 2017/03/20		985,000.00	1,071,788.35
計	銘柄数：	70	45,162,895.23	44,380,736.38
	組入時価比率：	17.6%		(4,382,153,909) 18.1%
カナダドル	ALIMENTATION COUCHE TARD 3.319% 2019/11/01		600,000.00	578,700.00
	BELL ALIANT REGI 6.17% 2037/02/26		820,000.00	849,749.60
	KOREA GAS CORP 4.58% 2016/05/12		450,000.00	466,686.00
	ROGERS COMMUNICATIONS 6.11% 2040/08/25		515,000.00	555,875.55
	SHAW COMMUNICATIONS INC 6.75% 2039/11/09		570,000.00	633,389.70
計	銘柄数：	5	2,955,000.00	3,084,400.85
	組入時価比率：	1.2%		(289,933,679) 1.2%
ユーロ	BOUYGUES SA 3.641% 2019/10/29		450,000.00	480,532.50
	CARLSBERG BREWERIES A/S 2.625% 2022/11/15		600,000.00	583,860.00
	DAIMLER AG 2.375% 2023/03/08		580,000.00	566,022.00
	DEUTSCHE BAHN FINANCE BV 3.5% 2020/06/10		1,600,000.00	1,752,960.00
	LEASEPLAN CORPORATION 2.5% 2016/09/19		550,000.00	565,592.50
	PERNOD-RICARD SA 5% 2017/03/15		500,000.00	553,950.00
	SOCIETE GENERALE SA 4% 2023/06/07		100,000.00	94,350.00
	TELSTRA CORP LTD 2.5% 2023/09/15		200,000.00	194,500.00
計	銘柄数：	8	4,580,000.00	4,791,767.00
	組入時価比率：	2.5%		(633,327,844) 2.6%
英ポンド	BG ENERGY CAPITAL PLC 5% 2036/11/04		400,000.00	422,560.00
	ENEL SPA 5.75% 2037/06/22		500,000.00	444,875.00

	IBERDROLA FINANZAS SAU 6% 2022/07/01		200,000.00	215,740.00
	IBERDROLA FINANZAS SAU 7.375% 2024/01/29		350,000.00	406,770.00
	LYNX I CORP 6% 2021/04/15		300,000.00	302,250.00
	PETROBRAS INTL 6.25% 2026/12/14		300,000.00	311,625.00
	TELEFONICA EMIS 5.445% 2029/10/08		700,000.00	662,200.00
	WELLS FARGO & CO 3.5% 2029/09/12		200,000.00	182,530.00
	WELLS FARGO CO 4.625% 2035/11/02		250,000.00	255,400.00
	計	銘柄数 :	9	3,200,000.00
		組入時価比率 :	2.0%	2.0%
	小計			5,798,439,258 (5,798,439,258)
合計				24,149,052,494 (24,149,052,494)

(注1) 種別通貨計の()内は、邦貨換算金額であります。

(注2) 小計・合計金額欄は、邦貨換算金額であります。

(注3) 組入時価比率は、左より純資産総額に対する評価額(邦貨換算金額)の割合、および、合計金額に対する評価額(邦貨換算金額)の割合であります。

(注4) 外貨建有価証券の内訳

(平成25年8月26日現在)

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券7銘柄	31.7%	44.4%
	地方債証券7銘柄	17.3%	
	特殊債券9銘柄	10.4%	
	社債券70銘柄	40.6%	
カナダドル	国債証券1銘柄	53.5%	2.6%
	社債券5銘柄	46.5%	
ユーロ	国債証券21銘柄	86.2%	45.9%
	地方債証券3銘柄	8.1%	
	社債券8銘柄	5.7%	
英ポンド	国債証券2銘柄	71.1%	7.1%
	社債券9銘柄	28.9%	

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「(デリバティブ取引に関する注記)取引の時価等に関する事項」にて開示しておりますので、記載を省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成25年9月30日

資産総額	7,563,555,397 円
負債総額	10,171,549 円
純資産総額（ - ）	7,553,383,848 円
発行済数量	7,695,784,908 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9815 円
（1万口当たり純資産額）	（9,815 円）

<参考> マザーファンドの現況

朝日Nvestグローバル ボンドマザーファンド

平成25年9月30日

資産総額	25,238,333,462 円
負債総額	63,456,875 円
純資産総額（ - ）	25,174,876,587 円
発行済数量	14,981,039,622 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.6804 円
（1万口当たり純資産額）	（16,804 円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換の手續等

委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

ありません。

3. 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

4. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

資本金の額等（平成25年9月末現在）

- 1) 資 本 金：3,000百万円
- 2) 発行可能株式総数：64,000株
- 3) 発行済株式総数：32,000株
- 4) 最近5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

委託会社の機構

・会社の意思決定機構

委託会社の経営にあたる取締役は、株主総会によって選任されます。その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

取締役全員で構成される取締役会は、委託会社の経営の基本方針を決定するとともに、代表取締役を選任します。代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、常勤取締役および役付執行役員によって構成される経営会議が、取締役会から委任を受けた事項を決定します。

・投資運用の意思決定機構

- 1) ファンドの運用に際しては、社内規程等において以下に述べる意思決定プロセスにかかわる組織体および権限、責任等を定め、これに基づき業務を執行します。

また、業務執行の適切性については、適宜、内部監査部門による評価等によりその実効性を確保しています。

- a. ファンダメンタルズ分析会議でエコノミスト、アナリストおよびファンドマネジャー等による投資環境分析を行い、これを踏まえて資産別（株式および債券）運用委員会を開催し、個別資産および各プロダクトの投資戦略を決定します。
- b. 投資政策委員会では、基本アセットアロケーション等の投資戦略の大綱を決定します。
- c. 投資政策委員会の決定を受けて、投信運用委員会においてファンドの具体的な投資方針を決定します。

- 2) 運用各部において、ファンドの具体的な投資方針に基づく運用を行います。

- 3) パフォーマンス評価・リスク管理委員会でパフォーマンス分析およびリスク分析、コンプライアンス委員会で法令遵守状況の審査を行い、これらを運用の意思決定プロセスにフィードバックします。

(注)委員会および部・室の名称等は変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに受益権の募集または私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

平成25年9月30日現在、当社の証券投資信託のうち、公募により勧誘が行われたものについての種類別の本数および純資産総額は以下のとおりです。なお、下記の他に私募により勧誘が行われた証券投資信託（純資産総額合計2,166億円）の運用を行っています。

種 類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	9	61,780
合 計	9	61,780

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

期別		第27期 (平成24年3月31日)		第28期 (平成25年3月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			2,072,612		2,432,856
有価証券			199,975		501,337
前払費用	2		41,536		40,399
未収委託者報酬			147,060		166,766
未収運用受託報酬	2		439,269		490,371
未収収益			11,501		28,782
繰延税金資産			64,145		70,364
その他			11,182		10,187
流動資産計			2,987,284		3,741,068
固定資産					
有形固定資産					
建物	1	18,456		16,527	
器具備品	1	26,078	44,534	33,304	49,831
無形固定資産					
電話加入権		2,776		2,776	
ソフトウェア		4,849	7,625	9,640	12,416
投資その他の資産					
投資有価証券		1,107,646		604,363	
関係会社株式		38,574		38,291	
長期差入保証金	2	28,234		26,904	
繰延税金資産		34,513	1,208,967	30,540	700,100
固定資産計			1,261,128		762,347
資産合計			4,248,412		4,503,415

（単位：千円）

期別		第27期 （平成24年3月31日）		第28期 （平成25年3月31日）	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
（負債の部）					
流動負債					
預り金			32,156		74,750
未払金					
未払手数料	2	38,362		43,764	
その他未払金		14,580	52,942	44,375	88,140
未払費用	2		335,518		279,902
未払法人税等			716		24,171
未払消費税等			23,350		14,630
賞与引当金			104,118		117,645
流動負債計			548,803		599,241
負債合計			548,803		599,241
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			3,000,000		3,000,000
資本剰余金					
資本準備金		524,000	524,000	524,000	524,000
利益剰余金					
利益準備金		216,800		216,800	
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		41,710	175,089	162,814	379,614
株主資本合計			3,699,089		3,903,614
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			519		560
評価・換算差額等合計			519		560
純資産合計			3,699,609		3,904,174
負債・純資産合計			4,248,412		4,503,415

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

期別		第27期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）		第28期 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
営業収益					
委託者報酬		1,612,285		1,675,983	
運用受託報酬		1,453,066		1,502,763	
その他営業収益		71,692	3,137,044	131,623	3,310,370
営業費用	1				
支払手数料			392,860		377,787
広告宣伝費			6,141		7,278
公告費			1,140		195
調査費					
調査費		396,480		386,361	
委託調査費		1,137,841		1,128,605	
図書費		1,804	1,536,126	1,346	1,516,313
営業雑経費					
通信費		2,994		3,016	
印刷費		6,222		6,700	
協会費		3,839		4,802	
諸会費		1,343		1,306	
その他営業雑経費		438	14,837	548	16,374
営業費用計			1,951,106		1,917,949
一般管理費	1				
給料					
役員報酬		75,464		88,080	
給料・手当		630,854		598,068	
賞与		6,775	699,543	40,894	727,042
交際費			3,908		4,324
寄付金			2,787		2,791
旅費交通費			20,270		16,939
租税公課			15,037		16,334
不動産賃借料			86,990		82,212
退職給付費用			37,782		46,312
福利厚生費			90,570		101,618
賞与引当金繰入			92,169		102,523
固定資産減価償却費			16,074		18,205
諸経費			86,018		89,628
一般管理費計			1,151,153		1,207,933
営業利益			34,783		184,487
営業外収益					
受取配当金	1		19,541		19,400
有価証券利息			16,579		14,541

受取利息			105		85
受取賃借料			13,531		10,231
雑収入	1		849		466
営業外収益計			50,607		44,725
営業外費用					
為替差損			720		-
雑損			98		121
営業外費用計			818		121
経常利益			84,572		229,091
特別損失					
固定資産除却損	2		831		1,554
関係会社株式評価損			1,282		283
その他特別損失			92		-
特別損失計			2,207		1,837
税引前当期純利益			82,365		227,253
法人税、住民税及び事業税		2,290		24,997	
法人税等調整額		10,916	13,206	2,268	22,728
当期純利益			69,158		204,525

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

		第27期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第28期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	
株主資本				
資本金	当期首残高	3,000,000	3,000,000	
	当期変動額	-	-	
	当期末残高	3,000,000	3,000,000	
資本剰余金				
資本準備金	当期首残高	524,000	524,000	
	当期変動額	-	-	
	当期末残高	524,000	524,000	
資本剰余金合計	当期首残高	524,000	524,000	
	当期変動額	-	-	
	当期末残高	524,000	524,000	
利益剰余金				
利益準備金	当期首残高	216,800	216,800	
	当期変動額	-	-	
	当期末残高	216,800	216,800	
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	当期首残高	110,869	41,710	
	当期変動額	当期純利益	69,158	204,525
	当期末残高	41,710	162,814	
利益剰余金合計	当期首残高	105,930	175,089	
	当期変動額	69,158	204,525	
	当期末残高	175,089	379,614	
株主資本合計	当期首残高	3,629,930	3,699,089	
	当期変動額	69,158	204,525	
	当期末残高	3,699,089	3,903,614	
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金	当期首残高	489	519	
	当期変動額	株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	30	40
	当期末残高	519	560	
評価・換算差額等合計	当期首残高	489	519	
	当期変動額	30	40	
	当期末残高	519	560	
純資産合計	当期首残高	3,630,419	3,699,609	
	当期変動額	69,189	204,565	
	当期末残高	3,699,609	3,904,174	

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） (2)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (3)その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却方法	(1)有形固定資産 定率法（ただし平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物6年～24年、器具備品3年～15年であります。 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（減価償却方法の変更） 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

（単位：千円）

項目	第27期 （平成24年3月31日）	第28期 （平成25年3月31日）
1 有形固定資産の減価償却累計額		
建物	31,100	33,189
器具備品	88,435	90,896
2 関係会社に対する資産及び負債		
前払費用	4,579	4,579
未収運用受託報酬	3,399	4,416
長期差入保証金	27,755	27,755
未払手数料	16,475	79

未払費用	5,394	6,988
------	-------	-------

(損益計算書関係)

(単位：千円)

項目	第27期	第28期
	(自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	(自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
1 関係会社との取引に係るもの		
営業費用	228,237	146,619
一般管理費	219,543	210,971
受取配当金	19,380	19,380
雑収入	308	296
2 固定資産除却損の内訳		
器具備品	831	1,554

(株主資本等変動計算書関係)

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月20日 定時株主総会	普通株式	100,000,000	利益剰余金	3,125円	平成25年3月31日	平成25年6月21日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、第二種金融商品取引業（委託者指図型投資信託の受益権の私募に係る業務）、投資助言・代理業（投資顧問契約に係る業務）及び投資運用業（投資一任契約に係る業務及び投資信託に係る業務）を営んでおります。

当社の金融商品に対する取組方針に関しましては、資産運用を行うに当たっては、会社経営の社会性・公共性の観点から問題を生ぜしめないように十分な配慮を行い、財務健全性の見地からリスク分散を図るとともに、経営体力に見合ったものとするよう定めております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品には、関係会社株式、投資信託、及び満期保有目的の債券が含まれております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社の金融商品に係るリスク管理体制に関しましては、対象となる運用資産、取引、コンプライアンスチェック等を定めるとともに、実際に保有する金融商品については、定期的に発行体の財務状況、時価等を把握し、保有状況を見直すよう努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

第27期（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,072,612	2,072,612	-
(2) 未収委託者報酬	147,060	147,060	-
(3) 未収運用受託報酬	439,269	439,269	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,304,814	1,338,420	33,605
その他有価証券	2,807	2,807	-
(5) 未払費用	335,518	335,518	-

第28期（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,432,856	2,432,856	-
(2) 未収委託者報酬	166,766	166,766	-
(3) 未収運用受託報酬	490,371	490,371	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,102,831	1,129,140	26,308
その他有価証券	2,870	2,870	-
(5) 未払費用	279,902	279,902	-

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬、並びに（5）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、債券は取引金融機関から提示された価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成24年3月31日	平成25年3月31日
非上場株式	38,574	38,291

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第27期(平成24年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	2,072,612	-	-	-
未収委託者報酬	147,060	-	-	-
未収運用受託報酬	439,269	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債等	99,998	503,914	-	-
(2) 社債	99,977	-	-	-
(3) その他	-	397,563	203,361	-
合計	2,858,918	901,477	203,361	-

第28期(平成25年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	2,432,856	-	-	-
未収委託者報酬	166,766	-	-	-
未収運用受託報酬	490,371	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債等	401,321	100,410	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	100,016	398,220	102,862	-
合計	3,591,333	498,630	102,862	-

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

第27期(平成24年3月31日)

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	603,912	610,390	6,477
	(2) 社債	99,977	100,170	192
	(3) その他	600,924	627,860	26,935
	小計	1,304,814	1,338,420	33,605
	(1) 国債・地方債等	-	-	-

時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		1,304,814	1,338,420	33,605

第28期（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	(1) 国債・地方債等	501,731	504,360	2,628
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	601,100	624,780	23,679
	小計	1,102,831	1,129,140	26,308
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		1,102,831	1,129,140	26,308

2. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式25,791千円、関連会社株式12,500千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式26,074千円、関連会社株式12,500千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

第27期（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	投資信託	2,000	2,807	807
	小計	2,000	2,807	807
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	投資信託	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		2,000	2,807	807

第28期（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	投資信託	2,000	2,870	870
	小計	2,000	2,870	870
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	投資信託	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		2,000	2,870	870

4. 事業年度中に売却したその他有価証券

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成19年3月より確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用の内訳

（単位：千円）

	第27期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	第28期 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
確定拠出掛金等	37,782	46,312

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

（単位：千円）

	第27期 （平成24年3月31日）	第28期 （平成25年3月31日）
繰延税金資産		
（流動）		
未払事業税	2,294	4,003
未払事業所税	1,111	1,154
賞与引当金	36,189	54,791
未払役員報酬	303	490
未払法定福利費	4,717	8,095
未払寄付金	536	578
コンサルティング費用	190	190
インデックス使用料	142	142
未払確定拠出掛金	1,174	1,180
未返還投資顧問料	2,946	1,912
未払監査費用	3,061	3,374
未払調査費	2,508	2,508
繰越欠損金	8,970	-
小計	64,145	78,422
評価性引当金	-	8,058
繰延税金資産合計	64,145	70,364
（固定）		
関係会社株式評価損	4,192	4,293
インデックス使用料	190	47
敷金	1,570	1,764
繰越欠損金	113,949	41,803
小計	119,903	47,909
評価性引当金	85,102	17,059

繰延税金資産合計	34,800	30,850
繰延税金負債 (固定)		
その他有価証券評価差額金	287	310
繰延税金負債合計	287	310
繰延税金資産の純額	98,658	100,905

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった項目別の内訳

(単位：%)

	第27期 (平成24年3月31日)	第28期 (平成25年3月31日)
法定実効税率 (調整)	40.69	38.01
永久に損金に算入されない項目	6.31	2.50
永久に益金に算入されない項目	9.60	3.24
住民税均等割	2.78	1.01
評価性引当金の増減	34.06	28.39
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	9.92	-
その他	-	0.11
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.03	10.00

(持分法損益等)

(単位：千円)

	第27期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第28期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
関連会社等に対する投資の金額	38,000	38,000
持分法を適用した場合の投資の金額	129,310	137,353
持分法を適用した場合の投資利益の金額	20,925	27,423

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち、貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社はオフィスの不動産貸借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該資産除去債務については、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積もりにあたり、使用見込期間は当該オフィスビルの耐用年数である50年を採用しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	第27期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第28期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
期首残高(注)	23,398	22,853
増減額(は減少)	545	545
期末残高	22,853	22,307

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第27期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への売上高については、損益計算書に記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

対象となる外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務契約により開示できない売上については、判定対象から除いております。

第28期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への売上高については、損益計算書に記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

対象となる外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務契約により開示できない売上については、判定対象から除いております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	朝日生命保険相互会社	千代田区	166,000	生命保険業	(被所有) 直接100%	投資顧問契約に基づく資産運用受託、及び証券投資信託受益証券の募集販売	運用受託報酬	37,437	未収運用受託報酬	3,399
							出向者人件費の支払、代 hands 手数料支払、賃借料・共益費支払他	361,886	未払金	16,475
									前払費用	4,579

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	朝日生命保険相互会社	千代田区	166,000	生命保険業	(被所有) 直接100%	投資顧問契約に基づく資産運用受託、及び証券投資信託受益証券の募集販売	運用受託報酬	40,546	未収運用受託報酬	4,416
							出向者人件費の支払、代 hands 手数料支払、賃借料・共益費支払他	255,373	未払金	79
									前払費用	4,579

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資顧問契約については、一般の顧客と同様の取扱いをしております。

証券投資信託受益証券の募集販売の取引条件については、一般の販売会社と同様の取扱いをしております。

3. 営業費用のうち、賃借料・共益費については、朝日不動産管理株式会社が収納事務の代理を行っており、同社を経由した取引となっております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

朝日生命保険相互会社（相互会社であるため上場していません）

(1株当たり情報)

(単位：円)

項目	第27期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第28期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	115,612.78	122,005.46
1株当たり当期純利益	2,161.21	6,391.40

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第27期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第28期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
損益計算書上の当期純利益	69,158千円	204,525千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	69,158千円	204,525千円
普通株式の期中平均株式数	32,000株	32,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

- 1) 委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- 2) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあります。
- 3) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあります。

訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

< 受託会社 >

名称

みずほ信託銀行株式会社

資本金の額（平成25年3月末現在）

247,369百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社の概要

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円（平成25年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

< 販売会社 >

	名称	資本金の額 (単位:百万円)	事業の内容
1)	藍澤証券株式会社	8,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
2)	安藤証券株式会社	2,280	同上
3)	岩井コスモ証券株式会社	13,500	同上
4)	エース証券株式会社	8,831	同上
5)	SMB C日興証券株式会社	10,000	同上
6)	株式会社SBI証券	47,937	同上
7)	岡三証券株式会社	5,000	同上
8)	カブドットコム証券株式会社	7,196	同上
9)	極東証券株式会社	5,251	同上
10)	高木証券株式会社	11,069	同上
11)	立花証券株式会社	6,695	同上
12)	東海東京証券株式会社	6,000	同上
13)	日産センチュリー証券株式会社	1,500	同上
14)	フィデリティ証券株式会社	5,957	同上
15)	ふくおか証券株式会社	2,198	同上
16)	マネックス証券株式会社	7,425	同上
17)	八幡証券株式会社	1,260	同上
18)	楽天証券株式会社	7,495	同上
19)	リテラ・クリア証券株式会社	3,794	同上
20)	株式会社親和銀行	36,878	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
21)	株式会社北海道銀行	93,524	同上
22)	株式会社みずほ銀行	1,404,065	同上
23)	三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（注）資本金の額は、平成25年3月末現在を記載しています。

株式会社みずほ銀行の資本金の額は、平成25年7月1日現在を記載しています。

< 投資顧問会社 >

名称

ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピー

資本金の額（平成24年12月末現在）

100,747千米ドル（約8,722百万円）

（米ドルの円換算は、便宜上、平成24年12月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝86円58銭）によります。）

事業の内容

各種の証券を購入、売却、交換および取引することを含む投資運用業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】**< 受託会社 >**

ファンドの受託者として信託財産の保管・管理、計算等を行います。

< 販売会社 >

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行い、信託契約の一部解約に関する事務、受益権の買取りに関する事務、解約代金、収益分配金、償還金の支払いに関する事務等を行います。

< 投資顧問会社 >

委託会社から当ファンドのマザーファンドの運用指図（為替ヘッジを含む外貨建資産）に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。

3【資本関係】**< 受託会社 >**

該当事項はありません。

< 販売会社 >

該当事項はありません。

< 投資顧問会社 >

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る書類は、以下のとおり提出されています。

平成25年5月23日

有価証券報告書、有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成25年10月17日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉山 正治
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 窪寺 信

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている朝日Nvestグローバル ボンドオープンの平成25年2月26日から平成25年8月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日Nvestグローバル ボンドオープンの平成25年8月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月20日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士

杉山 正治

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

窪寺 信

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

